

目賀田五郎兵衛入道玄向申、近江國福能部庄内切田地頭職事、重申狀如此、子細見狀、福能部式部太夫入道跡輩押領之、太不可然、早停止彼妨沙汰付下地於玄向、可被執進、請取之狀、依仰執達如件。

應安三年八月十八日

兵部太輔 花押

佐々木四郎兵衛尉殿

三九四 同上 文書

目賀田五郎兵衛入道玄向申、近江國福能部庄内切田地頭職事、去年八月十八日御奉書并御施行謹下賜候訖、任被仰下之旨、茲彼所沙汰渡玄向候訖、仍請取狀進上之、若此條偽申候者、可蒙八幡御討候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言。

應安四年三月二日

沙彌玄仙 請文

第六節

永吉保と岩根檢斷職とを山中範俊に預く

永吉保は本郡にして今の苗村の一部ならん、岩根は甲賀郡に屬し本郡と接續の地なり

建徳二年應安四年五月高經は永吉保の半濟の残り半分と岩根郷の檢斷職とを料所とし、て山中助二郎範俊に預け、從前の例により年貢以下の沙汰を爲すべきを命じたり。又同年九月十一日同し永吉保内にて四分一職勘料を當年一作範俊に預けたり、永吉保は藤原氏の全盛時代より京都法勝寺の寺領たりし地なり、莊園志南北朝の戦亂より半貢を佐々木氏に奪はれ、其残り半濟今又同氏の占有となれるが如し。

三九五 甲賀郡水口町山中恒三郎文書

近江國蒲生郡永吉保、殘半濟内半分、并甲賀郡岩根檢斷職兵衛三郎入道跡等事、爲料所所預置也、任先例可致沙汰之狀如件。

應安四年五月廿六日

左兵衛尉 花押…(佐々木高經)

山中助二郎殿

應安四年九月十一日山中文書



(押華經高木々佐)

三九六 同上 文書

蒲生郡永吉保四分一職勘料事、爲料所當年一作所預置也、任先例可致沙汰之狀如件。

應安四年九月十一日

左兵衛尉 花押……佐々木高經

山中助二郎殿

第七節 比江郷地頭職を臨川寺雜掌に渡

すべき命を受く

建德二年^{應安}閏三月十二日將軍足利義滿は野洲郡比江郷地頭職を山城國嵯峨の臨川寺に寄進したり、依て四月十九日執事細川頼之は佐々木高經に令して其職を寺家の雜掌に渡すべきを沙汰したり、然るに同年秋納の期に及び此地は闕所地なりと稱し給人に付し年貢米を冒占したれば十二月六日執事細川頼之は其濫妨制止を高經に命じたり。

三九七 山城國臨川寺文書

寄進 臨川寺

近江國比江郷地頭職事

右爲當寺領守先例可有領掌之狀、依仰下知如件。

應安四年閏三月十二日

武藏守源朝臣 花押

三九八 同寺文書

臨川寺領近江國比江郷地頭職事、任去閏三月十二日寄進狀可被打渡于寺家雜掌之狀、依仰執達如件。

應安四年四月十九日

武藏守 花押

佐々木四郎兵衛尉殿

三九九 同寺文書

臨川寺雜掌申、近江國比江郷公文職事、爲寺家進止之地之處、稱闕所付給人、依年貢贖責、土民等悉令逃散云々、爲事實者太不可然、早停止彼濫責可被全寺家所務之狀、依仰執達如件。

應安四年十二月六日

相摸守 花押

佐々木四郎兵衛殿

第八節 桐原入道の比江郷横妨制止の命を受く

山城嵯峨の臨川寺領たりし野洲郡比江郷の公文職たりし桐原入道五郎左は在職中不正行為ありし爲に寺家は其職を免して在庄を停止したり、入道近隣の同志を誘ひ年貢米を横妨す、應安四年十二月幕府の執事細川頼之は將軍の命を高經に傳へて入道以下の横妨を制止し交名を注進すべきを令したり。

四〇〇 山城國臨川寺文書

臨川寺雜掌申、近江國比江郷公文桐原入道自寺家被追出之處、相語近隣惡黨等、亂入當郷、譴責年貢、及種々狼藉云々、早追出彼輩、且爲處其咎、注進與同交名人等、可被全寺家所務之狀、依仰執達如件。

應安四年十二月廿五日

佐々木四郎兵衛尉殿

相摸守 花押

第九節 貴志彈正忠の比江郷横妨制止の命を受く

文中元年應安貴志彈正忠なる者あり、桐原入道の跡職なりと稱して臨川寺領比江郷の年貢米を押妨す、五月廿九日細川頼之はその制止を佐々木高經に命したり。前章参照

四〇一 山城國臨川寺文書

臨川寺領近江國比江郷公文職事、爲寺家一圓知行之地處、稱公文桐原入道跡、貴志彈正忠致濫妨之由、依雜掌訴先度止彼妨、可被全寺家所務之旨、被仰之處、立還召所百姓等責取年貢云々、太招罪科、早追出彼輩、全寺家所務、可被中興之狀、依仰執達如件。

應安五年五月廿九日

相摸守 花押

佐々木四郎兵衛尉殿

第十節 儀俄高山氏等舉兵の説あり高經山中頼俊に命じ軍備を修せしむ

甲賀武士高山駿河守儀俄下野守は元弘建武の頃より志を南朝に通じ時々義旗を擧げて足利氏に抗したる勤王武士なり、然るに文中二年應安二氏の子息等又信樂に屯集し旗を擧げんとするの説あり、十月廿一日高經は甲賀武士の旗頭山中奎助頼俊に戦備と偵察とを命じ敵狀を報告せしむ。軍事志参照

第十一節 三村庄島郷の横妨につき命を受く

三村庄島郷宇津呂村の一部は寶莊嚴院の寺領となり後ち東寺の管領する所となる。文中二年應安六年山内定詮の家人野田五郎左衛門此寺領を横妨す、東寺之を訴ふ十二月二十四日執權細川頼之高經に其横妨を停止すべきを命じたり、翌年二月高經は守護代目賀田彈正忠入道に移牒し制止せしむ。莊園志寺院志参照

第十二節 金光院領につき命を馬淵孫三郎に下す

金光院は京都蘆山寺内に在り、甲賀郡柏木庄の本郷及び山村伴谷村、酒人柏木村等三村内に同院の寺領散在す、南北朝の戦亂以後此等寺領押領せられたり、天授元年永和元年寺家雜掌は其返戻を訴ふ、九月廿七日高經は守護代馬淵孫三郎に命じ其半分を寺家に返付せしめたり。

四〇二 山城國愛宕郡鹿谷村若王子神社文書

柏木本郷山村三ヶ郷并酒人等内、金光院供米事、出帶以往證狀等款申之間、於半分者

所被返付寺家也、早存其旨可沙汰、渡于雜掌之狀如件。

永和元年九月廿七日

花 押……(六角四郎兵衛尉高經)

馬淵孫三郎殿

第十三節 近衛家の領地柿御園を押妨す

南北朝戦亂につき守護が兵糧半濟の強請は近衛家の莊園なる神崎郡柿御園にも及び其餘弊は容易に復舊せざりき、山内定詮が氏頼の陣代として伊賀伊勢を征せし正平十一年時兵糧料として押收せられ、爾後高經の時又押妨を繼續せり、天授元年永和元年六月近衛家は守護の押妨制止を北朝及び幕府に請へり、勅使は管領細川頼之に其命を傳ふ、頼之即ち高經に移令す、然れ共高經は事情を具陳して容易に管領の命を奉せざりき、九月二十九日右大辨長宗勅使として再び幕府に守護の違亂制止を命じたり、然れ共高經は更に幕命を奉せざりき、翌年五月十九日幕府は飯尾左衛門、市新左衛門を使者として柿御園に出張せしめ、下地を高經の手より奪ひ近衛家に返戻したり。

愚 管 記 永和元年六月

十三日、藤中納言來、柿御園守護違亂事、可令停止之由、自公方被仰武家、彼卿爲勅使、今

日罷向頼之朝臣許云々、嚴密可加下知之由申之云々、御返事之趣且所來示也、即被立勅使之條、御沙汰次第殊畏存者也、能々可得其意之由黃門了。

同 書 永和元年七月

十六日、頭右大辨長宗朝臣來、爲勅使向頼之朝臣許云々、家領江州柿御園一園可遂行之由被仰之了、嚴密可加下知之由頼之朝臣申之云々、此事爲相示來也、舊院御代兩度被執仰了、而江州軍勢折節勢州征伐進發之時分也、寄事於彼事、守護遁避、武家又不及嚴密下知相過了、今度重所被執行也、尤以喜悅々々。

同 上 天授元年九月

二十九日、例松茸二合進禁裏、二合又遣武家

家領柿御園一園遵行事、守護依申所存、武家沙汰于今停滯之間、今日重被立勅使、頭右大辨長宗朝臣

同 上 天授二年五月十九日

柿御園一園遵行事、守護難澁無其期之間、武家兩使、飯尾左衛門市新左衛門下向、去十九日、打渡下地於

本所云々、多年之訴事一時開眉、至幸々々。

第十四節

仁和寺領富田庄の横妨につき命を受く

淺井郡富田庄内三町五段は仁和寺南院の寺領たり、然るに速水庄の地頭代が境界を混亂して南院領を押妨せり、院の雜掌は之を幕府に訴ふ、執權細川頼之は高經に令し其實否を正し押妨を制止して寺家に所務せしむべきを達したり。

四〇三 京都仁和寺文書

仁和寺南院領江州富田庄内田地三町五段事、雜掌申狀如此、子細見狀、同國速水庄地頭代混當庄内押妨云々、近日門跡領等事別而所被□行也、早相尋實否爲事實者、任先例可被全寺家所務之狀、依仰執達如件。

永和二年九月六日

武 藤 守 花押

佐々木四郎兵衛尉殿

此正文爲付守護、同十月十六日遣了惠上人了、所相副申狀依寫入道封裏也。

第十五節

高島本庄の事につき命を受く

高島郡本庄の内案主名の地は高島佐々木朽木氏秀に所領を安堵せられし所なり、天授二年^{永和二年}九月氏秀の申出により幕府の執權細川頼之は高經に合し案主名の地を氏秀の代人に渡し請取状を取り進すべきを執達せり。

四〇四 朽木文書

佐々木出羽守氏秀申、近江國高島本庄案主名事、任安堵御下文等旨、沙汰付氏秀代可被進請取状、更不可有緩怠之状、依仰執達如件。

永和二年九月廿二日

武藏守 花押

佐々木四郎兵衛尉殿

第十六節 高經六角家を離籍す

京極氏より入りて六角氏に嗣たりし高經は故氏頼の庶子龜壽丸幼少の間扶持を加へ寵養すべき幕命を受けながら其旨を奉せざれば天授三年^{永和三年}九月二十一日幕府は高經を廢し六角家を離籍せしめたり、高經は翌廿二日六角の京邸を退出して故家に復れり。

花營三代記 永和三年九月

二十一日、佐々木太夫判官入道崇永跡事、一子龜壽丸十五未滿、可加扶持之由、雖示置猶子四郎左衛門尉高經^{佐々木大膳太夫高秀子}致非法之間、不可相綺彼跡之由、被仰出之、^{子時管領細川武州}仍廿二日、退出六角亭。

第十一章 佐々木滿高

佐々木滿高は氏頼妾腹の子なり、幼名龜壽丸、正平二十四年^{應安二年}生る、翌年六月父氏頼卒す、母藤原氏愛育す、天授三年^{永和三年}九月氏頼の猶子高經が六角家を離籍さるゝに及び六角氏に主となれり時に年九歳なり。

花營三代記 永和三年九月

廿五日、崇永跡事、止高經扶持之儀、任先例、可致沙汰之旨、被御教書於龜壽丸。

第一節 家督相續と祝賀金

守護佐々木六角氏の代替りには御代始の祝賀金を諸所より進納せり、但し進納者の其範圍は分明ならざれども長命寺に存する御代始勘料用途の受取は唯一の史料とす。

四〇五 鳥村長命寺文書
納 嶋郷御代始勘料用途事

合

開田七十二歩 新九反大五十歩

已上壹町 分錢貳貫貳百文

馬上免參段 御佛供田分錢三貫三百文

已上伍貫伍百文者

長命寺御沙汰

永和參年十二月廿五日

公文代 (花押)

(端書)

嶋郷請取

永和三年十二月廿三日

龜壽丸御代始…六角滿高

是れ島郷公文職の代官が長命寺より納付する御代始めの祈儀金を請取たるものにて、寺田一町に二貫二百文とあれば一反に二百二十文の率なり、其他佛供田にも三貫三百文を課したるを思へば、莊園公田共に賦課的に徴收されしものにて、其總計は蓋し非常なる多額となりたるべし。

第二節 滿高の任官と叙位

龜壽丸が首服して四郎滿高と稱せし年代を確知すべき記録なし、現存の史料によりて之を推定するに、永徳元年七月の前田文書には猶龜壽丸と見へ、同二年二月の臨川寺文書には四郎、明徳二年七月の前田文書には滿高と見ゆ、されば永徳二年二月以前足利義滿によりて元服し片諱を與へられて四郎滿高と稱せしなるべし、爾後の任官に就ては佐々木六角氏の先例によれば元服して兵衛尉となり、尋て檢非違使左衛門尉に任じ、叙留して太夫判官と稱したれば、滿高も亦前例により漸次昇官したるべし、元中五年^{嘉慶}八月の臨川寺文書に太夫判官と見ゆれば、從五位下に叙せられしもの以前なり、又任國の受領を受け備中守となりしは、明徳役の勳功にや、同三年八月の前田文書に備中守と見ゆるは、現存史料中の最初とす。

第三節 柏木御厨地頭職の事につき命を受く

柏木御厨は伊勢神宮の御厨にして、甲賀郡柏木庄なり、攝津掃部頭能直、同左衛門太夫

入道道存等同御厨内三郷の地頭職たりしか、天授の頃守護家の管領に歸せり、能直等之を幕府に訴ふ、同三年永和三年十一月管領細川頼之は龜壽丸に命じ柏木三郷の政務を能直道存代に渡し請取を進達せしめたり。

四〇六 古 證 文

攝津掃部頭能直、左衛門太夫入道道存代行憲申、近江國柏木御厨内太□井山村三ヶ郷等地頭職事訴狀副具、如此子細見狀、所詮御下文御下知等公給分明之上者、雖被混領惣郡之國所歟、不日打渡能直道存代可被執進請取之狀、依仰執達如件。

永和三年十一月十四日

武 藏 守 判

佐々木龜壽殿

其後十五年攝津能直の子能秀の時柏木御厨を本領として返付せられしに、守護滿高龜壽丸元服後異議を稱へたりと見へ、幕府は明德二年七月十二日小串市兩奉行人を現地に出張せしめ能秀に領掌せしめ請取狀を申請すべきを令したり。

四〇七 古 證 文

攝津左馬助能秀申、近江國柏木御厨事、就爲本領被返付訖、而守護人滿高雖申子細非許容之限、早小串下總守相共沙汰付能秀代可執進請取、更不可有緩怠之狀、依仰執達

如件。

明德二年七月十二日

右京 太 夫 判

市四郎どのへ

四〇八 同 上

攝津左馬助能秀申、近江國柏木御厨事、就爲本領被返付畢、而守護人滿高雖申子細非許容之限、早市四郎相共沙汰付能秀代可執進請取、更不可有緩怠之狀、依仰執達如件。

明德二年七月十二日

左京 太 夫 判

小串下總守どのへ

第四節 將軍義滿八幡社參の供奉

天授四年永和四年二月九日、將軍足利義滿若宮八幡宮に參拜す、供奉隨兵に列し調度の役を命せらる、龜壽未だ幼年なるを以て信濃三郎左衛門尉代つて其役を奉ず、信濃氏は苗村大字信濃より出てし佐々木氏の臣なり。

花營三代記 永和四年二月

九日御社參 若宮八幡宮

第二編 佐々木氏世代志

役人、御調度、佐々木龜壽丸代信渡三郎左衛門

第五節 京極高秀追討の命を受く

天授五年永和五
康曆元二月下旬將軍義滿は京極高秀及び美濃の土岐氏を征せんとす、京極高秀は高氏入道道譽の子にして當時犬上の甲良庄に在り、土岐頼康は其頃奈良より美濃に歸國す、二氏が征討を受けし理由は明記無し、三月幕府は高秀の京邸一部を壞たしめ一方龜壽丸に命じて高秀の甲良邸を征せしむ、龜壽丸の兵犬上に進み高秀の邸を焼き拂へり高秀遁れて美濃に奔る。軍事志第
二編参照

第六節 尊勝寺下保竹久の地を儀俄氏秀に渡すべき命を受く

尊勝寺下保竹久は鏡山村大字橋本の内竹久と稱する一區の地なり、古へ藤原氏の建立せし尊勝寺京都領たりし地なるにより尊勝寺保と稱す、莊園志
参照南北朝戦亂以來此地佐々木氏の族葛岡山中兩氏の領する所となる、然るに其後將軍家の領所となり天授五年康曆元四月足利義滿は此地を蒲生氏の族儀俄五郎氏秀に預けたり、二十八日管領細

川頼之は滿高に令し竹久の地を氏秀に引渡すべきを以てせり。蒲生支流志
儀俄氏條参照

四〇九 前田侯爵文書

近江國蒲生郡内尊勝寺下保竹久葛岡四郎兵衛尉
山中兵庫允等跡事。

爲料所可被預置儀俄五郎也、可被沙汰付之狀、依仰執達如件。

康曆元年四月廿八日

武藏守 花押…細川頼之

佐々木龜壽殿

第七節 大江大萱等の事につき命を受く

大江大萱は栗太郡瀬田村の大字に其名を存す、天授五年康曆元三月幕府の管領細川頼之は將軍下文の旨により、大江大萱、及今井資俊の舊領地等を攝津掃部頭能直の代人に附與すべきを龜壽丸に命じたり。

四一〇 古證文

近江國大江大萱、并今井六郎左衛門尉跡事、任御下文之旨、早可被沙汰付攝津掃部頭能直代之狀、依仰執達如件。

永和五年三月廿三日

武藏守 花押

佐々木龜壽殿

第八節 貢馬を引く

天授五年康暦元年十二月二十七日、將軍足利義滿貢馬を見る、龜壽丸は當日第五番の馬を引けり。

花營三代記 永和元年十二月

四日貢馬引次第康暦元年十二月廿七、五番、佐々木龜壽丸。

第九節 福能部庄石清水八幡社へ寄進に

付き命を受く

福能部庄坂田郡は元福能部式部入道が地頭職たりし所なり、然るに一旦目賀田玄向入道其職を襲ひ領し、福能部入道の一族が不平の妨を爲せしは前條高經の條に記したり、然るに天授六年康暦二年足利義滿は同庄地頭職を石清水八幡社に寄進し、五月九日滿高に令して現地に其沙汰を爲さしめたり。

四一一 山城國石清水菊大路文書

近江國福能部庄地頭職事、任寄進狀之旨可沙汰付石清水八幡宮雜掌之狀如件。
康暦元年五月九日

花 押 (義滿)

佐々木龜壽殿

四一二 同上文書

奉寄

石清水八幡宮

近江國福能部庄福能部式部入道跡事。

右所寄進之狀如件。

康暦二年六月一日

右近衛大將源朝臣 (花押)

第十節 湖上送米抑留につき問屋召喚の命を受く

京都嵯峨の臨川寺領加賀國より送納する貢米は年々海津鹽津方面より琵琶湖上を大津に運送せり、天授六年康暦二年十一月例年の貢米運送に當り問屋間に私論ありと稱

し米荷を大津松本の津に留置して京着せざりき、廿一日幕府の管領斯波義將は守護龜壽丸に令し糺問の爲に大津の問屋を召喚すべきを命じたり。

四一三 京都臨川寺文書

臨川寺々々米等自江州運上之處、彼問丸稱有私論、寄事於左右留置大津松本云々、太招罪科、不日可被通之、至問等者、爲糺明可被召上其身之狀、依仰執達如件。

康曆二年十一月廿一日

左衛門 佐判

佐々木龜壽殿

第十一節 桐原入道等が比江郷の狼藉を制止すべき命を受く

山城嵯峨の臨川寺領たる野洲郡比江郷に公文職たりし桐原五郎左衛門入道が年貢米横妨の事ありて幕府の制止を受けしは高經の時代に於て記せしが、天授六年康曆に至るも猶桐原入道は近隣の悪黨を語らひて郷内の農民に狼藉を加へたり、十二月廿七日執事斯波義將は満高に命じ之を制止し悪黨の氏名を注進すべきを達したり。

四一四 山城國臨川寺文書

臨川寺領江州比江郷公文、桐原入道相語近隣悪黨等、打入當所追出百姓等致種々狼藉云云、不日追出彼輩至與力等者爲處罪科可被注進交名之狀、依仰執達如件。

康曆二年十二月廿七日

左衛門 佐 (花押)

佐々木龜壽殿

第十二節 船木關荷物抑留につき命を受く

中古湖涯の要津には新關を設けて關錢を誅求せり、高島船木關は海津今津より大津に通する寄港地なるを以て延曆寺が日吉社の造營料に宛つるを名として交通の旅人并に荷物に關料を徴收せり、弘和元年永徳加賀國大野庄より京都嵯峨の臨川寺に納付する年貢米運送に當り湖上船木關に於て抑留せり、臨川寺は之を幕府に訴へて曰く當寺領大野庄の貢米運送は特に給旨を賜ひて諸關料を勅免されし所なれば此る横妨は早く制止されたとし、二月二十一日及び四月二十七日管領斯波義將は守護満高に令し船木關務に命じ其不法を傳へ速に運送せしむべきを以てせり。

四一五 京都臨川寺文書

臨川寺領加賀國大野庄年貢運送事諸關不可有其煩之由、代々被下

勅免給旨之處、當年於湖上船木關所留置云云、太不可然、不日相觸此趣、關務可被勘過之狀、依仰執達如件。

永德二年二月二十一日

左衛門 佐判

佐々木四郎殿

四一六 同上 文書

臨川寺領加賀國大野庄年貢運送事、諸關不可有其煩之由、被下勅免之處、於當年江州湖上舟木濱關所^{山門六社}造營方^{造營方}關務留置云々、太不可然、不日致警、因沙汰每度可勘過之狀、依仰執達如件。

永德二年四月廿七日

左衛門 佐判

佐々木四郎殿

第十三節 滿高大慈院に亡父の十三回忌を

修す

大慈院は京都六角に在り、滿高の父氏頼の建てし寺なり、永德二年五月七日、滿高は同寺を以て僧義堂^{僧周}に付す、六月七日は氏頼の十三回忌、正當なるを以て、滿高大慈院に

於て法會を修せんとせしも、七日は足利義詮の忌日なるを以て、義堂は法筵に列せざる可からず、故に六日大慈院に氏頼の菩提の爲に誦經供養す、十四歳の幼主龜壽丸^高滿席に列す。

空華日工集 永德二年五月

七日、佐々木龜壽殿以大慈院付余^{龜壽佐々木六}角氏頼ノ一男

六月六日、預就于大慈院、蓋明日值故雪江十三忌、七日爲寶篋院忌、故預於今日而勤修、幼子龜壽殿着座。

第十四節 日野牧成安保の事につき命を

受く

成安保は日野牧中に在りし一區の地なり、其地は堀河天皇承德中、京都祇園社に御寄附ありし處なりしが、南北朝時代、佐々木山中氏によりて、冒占せられしは、莊園志及び前條氏頼の世代志に記せり、天授五年^{康曆元年}足利義滿山中彈正忠入道の冒占地を沒收し、其半分を改めて祇園社に寄附せり、閏四月十日、管領細川頼之旨を、滿高に傳へて、其地を祇園社雜掌に渡すべきを命じたり、然れ共山中氏の冒占は猶止まざりき、弘和二年^{永德九年}

月後光嚴上皇は院宣を下して其地を社僧顯深に付せらる。十月七日管領斯波義將は滿高に令して成安の地を顯深の代人に沙汰付し其の請取證を進すべきを命じたるも實行せられざれば翌三年五月義將は更に將軍の仰を傳へて同事の勵行を促したり。如此上皇の院宣將軍の教書管領の施行狀等雨の如く降りて滿高に命する所ありしも元來祇園社僧間には南北朝の黨争ありて甲の命は乙奉せず却て地方武士を使嗾して益反抗せしめられたれば京都の命令も容易に行はれざりき。故に元中元年至徳元年五月には幕府は親しく奉行人を派遣して實地を臨檢し横妨制止を親らするに至れり。幕使の派遣により一旦社家代官に引渡されしも翌年三年には又香豫房なる者山中和氣河井七里等在郡武士と共謀して冒占を強行したり。六月晦日管領義將又將軍の命を滿高に傳へて由中等を追討すべきを命じたり。紛叫を重ねし成安保の問題は裏面の情實も纏れて網の如く猶容易に滿高の快刀も加へられざりき。元中五年嘉慶二年五月幕府は更に嚴命を滿高に下して被官人の横妨制止を命じたり。莊司志に詳記す應永十二年二月幕府は成安保を社僧寶壽院玉壽丸に知行すべき教書を與へしに、翌十三年閏六月には管領義重は滿高入道に其所務を全くせしむべきを達したり。莊司志に詳記す

第十五節 榎木庄地頭職の事につき命を受く

榎木庄は坂田郡北郷里村大字榎木なり。庄内加納同村大字加納の地頭職は佐々木山内氏の所得たりしが、元中元年十二月足利義滿野洲郡比叡郷と交換して京都の臨川寺に寄附したり。同五年嘉慶二年八月三十日管領斯波義將は滿高に令し榎木庄地頭職を臨川寺雜掌に引渡さしめたり。

四一七 京都臨川寺文書

近江國榎木庄地頭職事任御寄進狀可被沙汰付臨川寺雜掌之狀依仰執達如件。

嘉慶二年八月卅日

左衛門 佐花押

佐々木太夫判官殿

第十六節 富波庄領家職につき命を受く

野洲郡富波庄は石山寺の所領なり。南北朝戰亂時代より武士が兵糧半濟を各莊園に強行以後戰後長く其收入を半減し武威を以て横妨を繼續したり。富波庄領家職半分も亦佐々木山内氏の占領する所となれり。天授六年康暦二年石山寺雜掌は之を幕府に訴

ふ、六月十二日管領斯波義將は龜壽丸に令し山内氏の横妨を停止し寺家に返戻せしむべきを命じたり、然るに山内四郎高信は此得分は文和三年祖父山内定詮が拜領せしものなりとて抗議せり、是に於て石山寺よりは更に其然らざるを主張したれば十一月十二日義將再び龜壽丸に遵行狀を下して山内の妨を停め寺家に返付すべきを令したり、佐々木氏支流山内氏の條参照然るに幾回幕府の命令も山内氏は馬耳東風と受流したれば弘和元年永徳元年十月幕府は小串下總守市太郎左衛門尉等二人の奉行を富波庄に出張せしめ下地を寺家に渡し請収狀を申達すべきを命じたり、此時山内高信は狼藉及傷に及びて反抗せり、十二月十二日幕府は更に京極高秀に下知し高信の妨を停め石山寺の雜掌に返付すべきを命じたり、高信が其命令に服せしや否や史料を欠く越て六年元中四年至徳四年嘉慶元年高信の一族猶富波庄を押妨せるにより管領は滿高に命じて制止せしめたり、其後明徳四年八月應永二年三月同し山内氏の押妨制止を滿高に命じたるは出内氏が如何に頑強に富波庄を占領せしを知るべし。

四一八 侯爵前田利爲氏文書

石山寺雜掌申、近江國富波庄事、訴狀具書如此、山内五右衛門尉跡輩押妨未休云々、太不可然、早一圓沙汰付下地於寺家雜掌可被執進請取之狀、依仰執達如件。

至徳四年六月十三日

左衛門 佐 花押

佐々木四郎殿

四一九 同上文書

石山寺僧正雜掌申、近江國富波庄半分事、申狀具書如此、就山内五郎右衛門尉跡輩押妨、先度被仰之處不事行云々、太不可然、不日止彼妨可被沙汰付寺家雜掌之狀、依仰執達如件。

明徳四年八月四日

左衛門 佐 花押

佐々木備中守殿

四二〇 同上文書

石山寺僧正雜掌申、近江國富波庄半分事、先度被仰之處、山内五郎右衛門尉跡之輩押妨未休云々、太不可然、不日止彼妨、沙汰付雜掌可被執進請取、更不可有緩怠之狀、依仰執達如件。

應永二年三月十二日

左衛門 佐 花押

佐々木備中守殿

第十七節 永安寺敷地田畠につき命を受く

元中六年康應元年十二月足利義滿は愛知郡高野永源寺の末寺永安寺に敷地及田畠等を寄進す翌七年明徳元年六月六日管領斯波義將は遵行狀を滿高に下し寄進の地を同寺雜掌に交付せしむ。

四二一 愛知郡高野村永源寺文書

近江國山上永源寺末寺永安寺敷地田畠日録在別紙等事早任去年康應元十二月三日御寄附狀可被沙汰付當寺雜掌之狀依仰執達如件。

明徳元年六月六日

左衛門 佐 (花押) ……斯波義將

佐々木太夫判官殿…滿高

第十八節 安部井入道延曆寺領小神牧に亂入す山徒事書を滿高に寄す

安部井氏は佐々木氏の臣なり西櫻谷村安部井に居り因て氏とす元中七年明徳元年三月二十六日延曆寺領小神牧關山村大字牧に亂入し在庄の神人を及傷し民屋を破壊追捕す延曆寺

は其報を受け三塔の衆徒集會して其亂行を憤り事書を滿高に寄せ安部井入道を嚴科に處せんを言へり滿高未だ所置せず四月十三日延曆寺は更に事書を滿高に送りて入道を罪科に處せられんを主張せり。

附記安部井入道の亂行には何等かの原因ありたらんも今詳ならず又左記事書に江州守護陣中に觸れらるといひ更に遠達と雖も申送るさいひ當時滿高は何れかに出陣中なりしにやに見ゆ大内義弘の亂は明徳二年十二月なれば元年の春出陣は其の何れなるや推考し難し。

四二二 島村長命寺文書

明徳元年四月十三日日吉十禪師彼岸所三塔集會議曰。

可早爲寺家沙汰被觸達江州守護陣中事。

右山王權現者一陰一陽之靈神四海八挺之本主也。巨茲天下騷亂之時者以當社仰敵陣征罰之秘術國土鬪諍之節者以日吉爲治國靜謐之要道先蹤□偈仰在誠者乎就中濃州沒落當家之名望併神力之所◎殊以悅豫也爰蒲生郡小神牧者。白河院勅願永保寄附之地七社神用即二宮早尾社供祭等之要脚也而去月廿六日安部井入道打入當所神人及傷民屋追捕言語道斷之嬖行前代超過之惡行絕常篇之間於件安部井者則被處嚴科可全神事之趣大河原方並惣政所等遣下人以事書雖觸送

未及嚴重沙汰而涉旬月無念之處、結句重入部當所而召取神人、可燒拂神領結構云々、爲事實者、神祭神用之違亂、一山三千之雷同、不可廻踵之間、雖遼遠且所觸達也、然者早於彼安部井者、任神人及傷之例、被處嚴科、至當所者、被停止夫役以下之新儀、者被成書下者、彌□三七諸神之神風須全千秋萬歲之武運之旨、衆議而已。

(端書) 六角殿御方御事書 案文

第十九節 明德の亂に従ひ東寺に陣す

元中八年^{明德二年}十二月山名氏清等一族亂を爲す、將軍義滿諸將を率ゐて内野に戰ふ、滿高は近江武士八百餘人を従へて東寺に陣し、久我繩手の防備に任したり。^{軍事志 參照}

第二十節 相國寺供養と滿高

相國寺は京都五辻北烏丸の東に在り、萬年山と號す、臨濟宗相國寺派の本山なり、弘和三年^{永徳三年}七月足利義滿之を建て、元中八年^{明德二年}八月大供養を行ひ、義滿之に臨む、十一番の隨兵供養す、滿高は同族山内義綱と一番となり、後陣第三番に隨ふ、唐紅鏡、白覆輪、紅直垂、唐織物の服裝に、鶴毛の馬に白鞍を置き、金造の刀を帶び、四目結の吹寄にて華

麗を極め、檜崎、蒲生、儀俄、多賀、目賀田、伊庭の六臣、搔副、張替、敷皮等の役人として従へり、山内義綱も殆ど同じ武裝にて高田野田、宇佐美、赤佐等を従へ、二將一番となれり、佐々木京極氏は黒田高光と加賀守高數と一番となりて隨ふ、然れ共六角氏の粧飾に比すれば質素なりき、禮法も又家々の例によりて異れり。

相國寺供養記

明德三年歲次壬申八月廿八日丁丑、今日萬年山相國承天禪寺供養也、十一番次第稱見^{各一}退出、其中進退、依家異禮、佐々木備中守滿高、同義綱、弓弦向、内候御目、佐々木三郎左衛門尉高光、同高數、自弓與弦間、候御目、是彼家例云々、次先陣隨兵、次後陣隨兵、

三番、佐々木備中守源滿高、唐紅鏡、白覆輪、紅直垂、唐織物、四目結吹寄、太刀綱切、刀

金馬鶴毛、白鞍、上帶引、貫熊皮

搔副、檜崎太郎左衛門尉源高行

張替役、蒲生六郎左衛門尉藤原貞□

儀俄左京亮藤原氏秀

敷皮役、多賀五郎左衛門尉平康貞

目賀田次郎左衛門尉源兼遠

伊庭六郎源高貞

佐々木山内源三左衛門尉源義綱(白糸妻取、紅直垂、四目結、刀、太刀金、馬、鶉毛鞍、四目結金具)上帶引、貫熊皮。

敷皮役搔副、高田太郎左衛門尉兼範。

同小次郎兼長。

野田九郎左衛門尉信貞。

張替役、宇佐美彦二郎祐光。

赤佐彈正忠高家。

同孫三郎秀俊。

兩人甲持、掀先面、鞭者、騎馬之時、自身拔入手、下馬之後、舍人挿腰。彼家例云々。弓弦成内、持之。

第二十一節 福野部庄の事につき命を受く

福野部庄は坂田郡なり庄内に石清水八幡宮の社領地ありしに土豪小足十郎右衛門

尉なる者押妨を爲す、元中八年明德二年社の雜掌は之を幕府に訴ふ、十二月二日管領細川頼元は滿高に命じ其押妨を制止し社領を安堵せしむべきを執達せり。

四二三 山城國離宮八幡宮文書

石清水八幡宮雜掌申、近江國福野部庄内田地屋敷等事、申狀具書如此、小足十郎右衛門尉及違亂云々、爲神領上者早止其妨可被全雜掌所務之狀依仰執達如件。

明德二年十二月二日

右京太夫 花押

佐々木太夫判官殿

第二十二節 島郷半濟米の横妨を制止せらる

東寺に管領する寶莊嚴院領島郷字津呂村より納付する寺用米半濟は夙に守護家の兵糧料として沒收せられ、轉じて菩提寺なる慈恩寺に收納せられしに、残り半分の年貢米も又其被官人に與へられんとす、東寺雜掌之を幕府に訴ふ、元中九年明德閏十月五日管領細川頼元は滿高に令し其妨を制止せしむ、八日滿高は請文を出せり。莊園志寶莊嚴院領參照

第二十三節 法光寺及同寺領の事に付命を受く

法光寺は滋賀郡に在り苗鹿雄琴の地其寺領たり同寺は官務壬生家の氏寺なりしが如し延暦寺の山徒坐禪院と同宿者桂林坊なる者此地を押領す元中九年明徳官務壬生兼治は之を幕府に訴ふ閏十月廿九日管領細川頼元は満高に令し其押妨を制止せしめたり。

四二四 壬生家文書

法光寺管領之事

官長者兼治宿禰申近江國法光寺同寺領苗鹿雄琴等事訴狀具書如此山徒坐禪院同宿桂林坊押領云々早止彼妨可被沙汰付兼治代之狀依仰執達如件。

明徳三年閏十月廿九日

右京太夫 花押…(細川頼元)

佐々木備中守殿

第二十四節 儀俄氏秀に守護代官を預く

元中九年明徳十二月十八日近江の守護満高は守護代官職を儀俄左京亮氏秀に命じ先例を守り行政軍事等の事務を奉行せしむ。蒲生氏支流志 儀俄氏参照

佐々木備中守満高華押

永源寺文書

前田文書

儀俄氏秀

第二十五節 永源寺領に臨時課役を免除す

明徳五年七月満高は高野永源寺に領する莊園の諸職名田に臨時課役を免除したり永源寺は父氏頼入道崇永の建てし寺なるによれり。

四二五 愛知郡高野村永源寺文書

近江國永源寺領散在所職名田臨時課役等事所被免除也寺家宜被存_ニ知其旨之狀如

件。

明德五年七月四日

備 中 守 花押

當 寺 住 持

第二十六節

柏木御厨に役夫工米免除の命を受く

柏木御厨郡甲賀は伊勢神宮の御厨にて攝津氏が地頭職たるは前條既に記せり、應永元年守護滿高は諸莊園に役夫工米を課す地頭攝津能秀は訴狀を捧げて曰く當御厨は神宮に日食米を供する地にして他莊に賦課せらるゝ臨時の役夫工米は特に之を負せざる先例なれば早く國司の催促を制止せられたしと、九月十九日管領斯波義將は滿高に令し守護使の催促を停止すべき命を下せり。

四二六 古 證 文

攝津掃部頭能秀申、近江國柏木御厨役夫工米事、於御厨者、日食米致其沙汰、役夫工米事、不致沙汰條先例也、早可被停止、大使催促狀、依仰執達如件。

明德五年九月十九日

左 衛 門 佐 判

佐々木備中守殿

第二十七節

比牟禮社の神職及野間庄島郷等押妨制止の命を受く

比牟禮神社八幡町鎮座の神主職は徳治三年八月目賀田氏が元の神主市井氏の讓を受け爾後相傳せし處なり、五郎兵衛尉信音の時應永元年佐々木氏の被官人等神主職を始め野間庄及び島郷内に在る神領の名田畑を妨害す、信音之を幕府に訴ふ、十二月七日管領斯波義將は將軍義滿の上意に依り滿高に傳令して其妨を制止して神領を信音に付し請取を執りて進すべきを沙汰したり。神社志比牟禮八幡神社参照

第二十八節

田上中庄并に牧庄の寄附につき命を受く

應永元年十二月足利將軍家は栗太郡田上中庄の下司職公文職并に牧庄内在家拾所とを高野永源寺に寄附す、廿九日管領斯波義將は滿高に命じ將軍家寄附の諸職以下

を同寺雜掌に沙汰付せしめたり。

十二月は義滿將軍を罷め其子義持將軍宣下ありし時なるに今其の寄附狀を存せざれば此寄附が前將軍なるや將た新將軍なるやを明にし難し。

四二七 愛知郡高野村永源寺文書

近江國栗本南郡田上中庄下司公文兩職並牧庄内在家拾所事任御寄附可被沙汰付同國永源寺雜掌之狀依仰執達如件。

應永元年十二月廿九日

左衛門 佐 花押：(斯波義將)

佐々木備中守殿

第二十九節 普門寺領大原庄内の地につき

命を受く

應永元年十二月足利義持將軍宣下あり同月五日普門寺領大原庄内大寶園名の安堵狀を同寺に與ふ翌二年三月執事斯波義將は滿高に令し其地を寺家に沙汰付すべきを命したりこの大原庄は坂田郡今の大原村なり。

四二八 古蹟文徵 前田侯爵所藏

普門寺領近江國大原庄内大寶園名田島目六在別紙事早任去年十二月五日安堵可被沙汰付之狀依仰執達如件。

應永二年三月六日

左衛門 佐 花押

佐々木備中守殿

第三十節 柿御園内熊原村の事につき命を受く

應永二年三月五日將軍足利義持は神崎郡柿御園内熊原村を高野永源寺に寄附す五月三日管領斯波義將は滿高に命じ寄附地を同寺の雜掌に沙汰付せしめんを執達せり。

四二九 愛知郡高野村永源寺文書

近江國柿御園内熊原村事任去三月五日御寄附可被沙汰付同國永源寺雜掌之狀依仰執達如件。

應永二年五月三日

左衛門 佐 花押：(義將)

佐々木備中守殿

爾後六年を経しが其間本所代官等、寺領熊原村に臨時課役たる段錢を課し田養水利の妨害を爲したれば、寺家雜掌は幕府に起訴したり、應永八年七月管領畠山基國將軍の命を滿高に傳へ本所代官の違亂を制止せしめたり。

四三〇 同上文書

近江國永源寺雜掌申、同國柿御園内熊原村事、申狀具書如此、寺領各別知行之處、本所代官或號段錢催促、或構用水相論違亂云々、太不可然、早止其妨可被全寺家所務之由、所被仰下也、仍執達如件。

應永八年七月十九日

沙

彌 花押…(畠山基國入道)

佐々木備中守殿

爾後又五年にして本所代官が段錢等の臨時稅賦課による寺家の起訴、管領の守護に制止の命令は繰返されたり。

四三一 同上文書

近江國永源寺雜掌申、同國柿御園内熊原村事、於當寺領者諸役免除之處、本所代官懸諸公事段錢及催促候條太無謂、早止其妨可全寺家所務之旨、可被相觸由所被仰下也、仍執達如件。

應永十三年十月廿七日

沙

彌 花押…(義重)

佐々木備中入道殿

第三十一節

伊香中庄を京極高詮入道に安堵せしむべき命を受く

伊香郡余吾庄及中庄は早くより京極氏の所領たりしが、明德應永の頃一旦沒收せられたり、然るに余吾庄は應永元年八月廿九日京極高詮に返付せられ、中庄は又同五年六月十一日將軍義持より高詮入道淨高に返付の御教書を與へ、同日滿高に令して淨高の代人に沙汰付すべきを命じたり。

四三二 周防國吉敷郡佐々木寅介氏文書

袖判…(足利義持)

近江國伊香中庄事、所返付也、佐々木治部少輔入道淨高如元可領掌之狀如件。

應永五年六月十一日

四三三 同上文書

近江國伊香中庄事、早任安堵可沙汰付、佐々木治部少輔入道淨高代之狀如件。

應永五年六月十一日

佐々木備中守殿

花

押…足利義持

第三十二節

伊勢例幣使儲料抑留につき命を受く

甲賀郡柏木庄内には伊勢神宮の御厨あり、宇治河原の地頭は例幣使の儲料と稱し朝廷より伊勢神宮へ年々進納さるゝ例幣使通行の時は此御厨内宇治河原貴生川村より大字宇川本家米を保司方に貢く例なりしが、應永五年同地の地頭は之を抑留せり、柏木保司山中氏範之を幕府に訴ふ、十月二日管領畠山基國は満高に令し先例により沙汰すべきを命したれば十一月二日満高は守護代馬淵源三左衛門に命して之を施行せしめたり。

四三四 甲賀郡水口町山中恒三郎氏文書

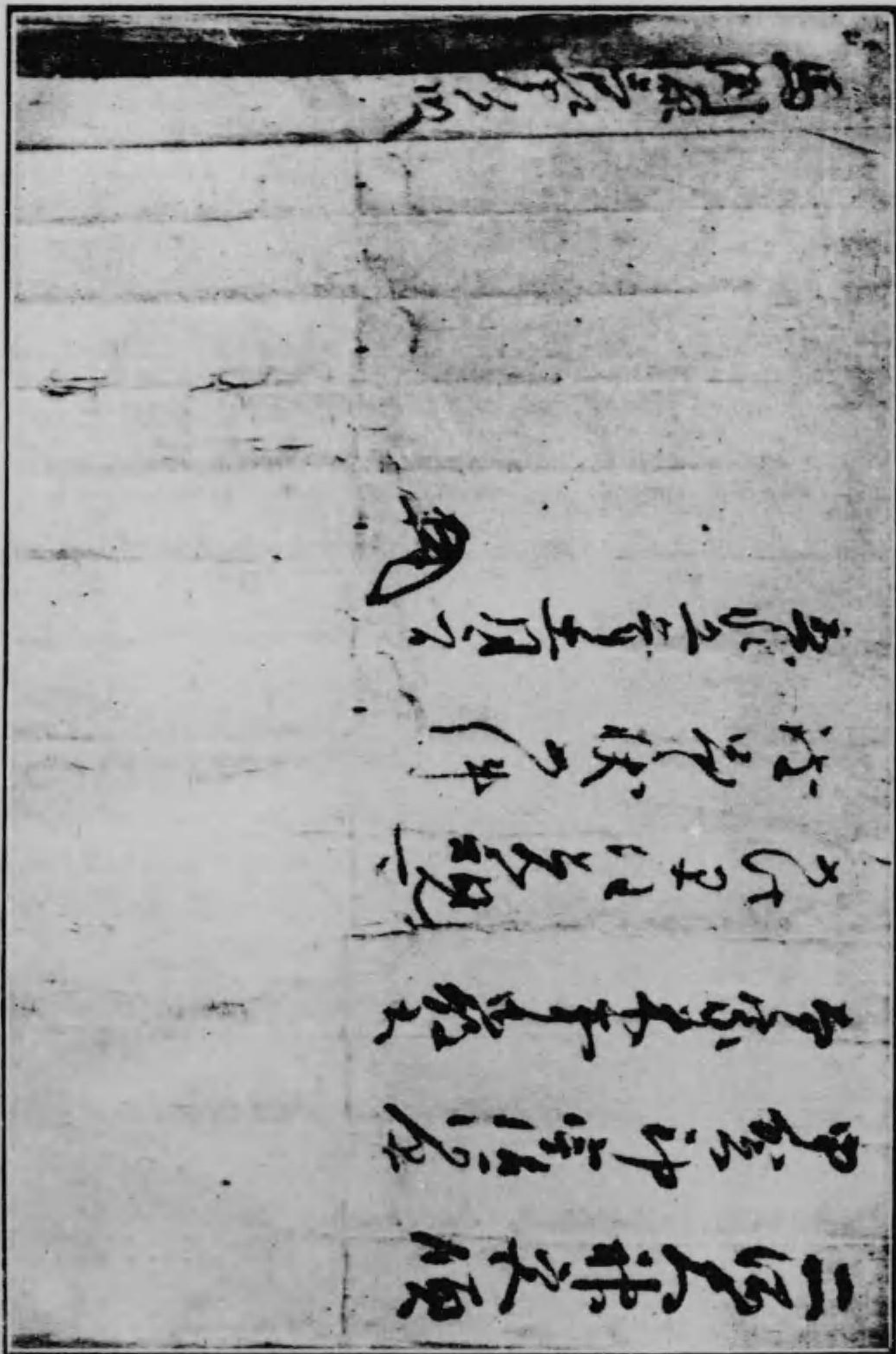
二所太神宮柏木保司氏範申、近江國宇治河原地頭等抑留御幣使儲料由事、早任先例可致其沙汰之旨、可被相觸之由所被仰下也、仍執達如件。

應永五年十月二日

沙

彌 花押…畠山基國入道徳元

狀 行 施 高 滿 木 々 佐



藏所氏郎三恒中山 町口水

佐々木備中守殿

四三五 同上文書

二所大神宮領甲賀郡宇治河原本家米事御教書如此早任先規可致沙汰之狀如件。

應永五年十一月二日

花

押 佐々木滿高

馬淵源三左衛門殿

第三十三節 應永の亂和泉堺に出陣す

應永六年十月大内義弘將軍に叛く、義滿諸將に令し和泉の堺に出陣せしむ。十一月滿高京極高詮と共に堺に出て城東を攻む、勝敗決せず兩軍對陣日を重ね十二月廿一日幕軍終に義弘を殺す。軍事志 參照

第三十四節 酒人郷半濟米を山中頼俊に預く

應永六年十一月滿高は甲賀郡酒人郷の半濟米を料所として山中橋六頼俊に預け、先例により取沙汰すべきを命じたり。

四三六 甲賀郡水口町山中恒三郎氏文書

甲賀郡酒入郷半濟事爲料所所預置也任先例可致其沙汰之狀如件

應永六年十一月廿八日

花 押…滿高

山中橋六殿

第三十五節 麻生庄の事につき命を受く

麻生庄は朝日野村岡本上下麻生田井大森の地なり、應永六年十二月十二日將軍足利義持は儀俄氏秀入道元林に麻生庄地頭職を與へたり、依て翌年正月管領畠山基國入道は滿高に其庄務を元林に渡すべきを令せり、其後同十二年京都南禪寺上生院の雜掌は同庄内四分三は同院の所領なるを主張して元林と争ひ之を幕府に訴へり、元來上生院が此訴を爲すは弘和年中永義滿が同庄を誤て上生院に寄附し、儀俄氏の訴により同二年四月其寄附を取消し替ふる他庄を以てせし事あり、既にして義滿薨じ寺には曩に下せし誤りの寄進状を存せしにより次代の雜掌は其狀文により起訴せしものなれば元林は義滿の古證を提出して抗辨したり、十一月九日管領斯波義重は滿高に令し麻生庄を元林に沙汰付せしめたり。
其頃又林六郎なる者あり同庄内有富名の地を押妨す、元林之を訴ふ、十二月十三日管

領義重は滿高に令し六郎の押妨を退けて元林に安堵せしむべきを命じたり。滿生氏支流儀俄氏
世代志 参照

第三十六節 淺井郡所々田養水利の事につ

き命を受く

應永七年四月上臈御局の領地たる淺井郡丁野郷と田中庄及び八日市場の田養水を隣郷より妨害するものあるにより、管領畠山基國入道徳元は佐々木滿高に令して制止すべきを命じたり、其地は丁野郷の清水、田中庄内の梅檀井と加子井は伊香の富永庄の地下人押妨し、八日市場の清水は速水青名今村等の沙汰人百姓より押妨せしなり。

四三七 東大寺文書

上臈御局雜掌申、近江國丁野郷用水、同國田中庄梅檀井并加子井事、近年富永庄地下人等押妨、次八日市場清水事、爲當郷之内管領之處、速水青名今村方々沙汰人百姓等抑留云々、太不可然、所詮彼是可停止新儀之違亂、各從先規沙汰付雜掌被全耕農之節、之由所被仰下也、仍執達如件。

應永七年四月三日

佐々木備中守殿

沙

彌 花押

第三十七節

進士氏行に小脇の邸地及田地
を知行せしむべき命を受く

小八木左衛門三郎同大泉等の邸及び名田は小脇に在りしが、應永八年罪科ありて其地を沒收し之を進士九郎左衛門尉氏行に知行せしむ、然るに三井五郎高重は小八木等に扶持を加へ援助せり、氏行之を幕府に訴ふ十一月二十一日執權畠山基國入道徳元は施行狀を下して小脇の邸地名田を氏行に知行せしむべきを達したり、小脇は中野村大字小脇なり。

四三八 進士文書

進士九郎左衛門尉氏行申、近江國小八木左衛門三郎同大泉跡事、依爲罪科人被或治罰御教書之處、三井五郎高重加扶持由於事、實者不可然、所詮於小脇家屋敷名田者可被沙汰付氏行、至高重者、不明申之旨可被相觸之由所被仰下也、仍執達如件。
應永八年十一月二十一日

沙

彌 花押 畠山基國入道

佐々木民部少輔殿

滿高は民部少輔には任官せし事系圖に見へざれども、小脇の地に係るものなれば此所に納む。

第三十八節

御菌勝樂寺の修造を命ず

勝樂寺は御菌とあれば近衛家の莊園たる柿御園の中なるべし、應永十一年四月滿高は同寺の修繕を謀り郡中の諸檀越を勸進して其功を成すべきを命じたり。

四三九 玉緒村尻無妙應寺文書

御菌保之内莊勝樂寺修造之事、早企誠精之志願、勸郡中諸檀越之輩、其功可成就仍狀如件。

應永十一年甲申四月朔日

滿

高判

第三十九節

伊部郷公文職の事に付き命を受く

伊部郷は淺井郡なり同郷の公文職は京都大覺寺内不懷化身院の所得なり、然るに應

永十一年奥入道舜照なるもの公文職の所得三分一を粟田口の十禪師社に寄進せり、不懷化身院雜掌は之を幕府に訴ふ、四月二十一日管領畠山基國入道は滿高に令し寄附の實否を糺明する爲に舜照に上京を傳達せしめたり、其後の狀審ならざれども翌十二年九月十七日幕府は不懷化身院に安堵の御教書を出し、十月三日滿高入道に令し當職を同院雜掌に沙汰付せしめたり。

四四〇 金田村長田永田正雄氏文書

大覺寺不懷化身院雜掌申、近江國伊部郷公文職事、訴狀如此、寺家一圓進止之處、三分壹、庶子奥入道舜照寄進粟田口十禪師云々、所詮彼有無爲糺明不日可參洛之旨可被相觸舜照之由、所被仰下也、仍執達如件。

應永十一年四月廿一日

沙

彌 花押…畠山基國入道

佐々木備中前司殿…滿高

四四一 安土村沙々貴神社文書

近江國田河庄内伊部郷同公文職事、早任去月十七日安堵可被沙汰付、大覺寺不懷化身院雜掌之由所被仰下也、仍執達如件。

應永十二年十月三日

沙

彌 花押

佐々木備中入道殿…滿高

第四十節 清水本庄公文職の事につき命を受く

犬上郡清水本庄は勸修寺門跡の所領なり、應永十一年釋松丸なる者同庄の公文職と稱し、違亂を爲せり、門跡雜掌は之を幕府に訴ふ、九月二十四日管領畠山基國入道は將軍の仰を受けて滿高に令し釋松丸の妨害を退け公文職を門跡雜掌に沙汰せしめたり。

四四二 京都勸修寺文書

勸修寺宮雜掌申、近江國清水本庄公文職事、解狀如此、號釋松丸以犯科人之讓於公方、掠申御教書及惣庄之違亂云々、於相傳之理非者任先例可爲本所之沙汰、至下地者、早停止釋松丸之違亂、可全雜掌所務之由所被仰下也、仍執達如件。

應永十一年九月廿四日

沙

彌 花押…畠山基國入道

佐々木備中前司殿

第四十一節 木津庄の境界論につき命を受く

高嶋郡木津庄は延暦寺領なり、隣庄古賀は尊勝院領なり、應永十三年兩庄境界論起り、延暦寺尊勝院共に抗爭し、幕府に訴ふ、幕府は代官及び地頭等に聞き延暦寺の主張を是認し、四月二日管領斯波義重は滿高に令し尊勝院の競望を制止し、山門雜掌に所務すべきを執達せり。

四四三 近江輿地誌略

山門雜掌與尊勝院雜掌相論近江國木津庄者如古賀境事請文披見畢、如執進代官高久狀拜佐々木大膳太夫入道高道代狀者彼論所十三條之通爲木津庄内山門領之段、無子細云、此上者止尊勝院競望可全山門雜掌所務之由、所被仰下也、仍執達如件。

應永十三年四月二日

沙 彌判

佐々木備中入道殿

第四十二節 石山寺領波多郷の事につき命を受く

應永十五年石山寺領波多郷に本所の雜掌より人夫檢斷以下を賦課せり、寺は其の不法を幕府に訴ふ、十一月二十二日將軍足利義持は御教書を下して本所雜掌の違亂を停止したり、二十八日執權斯波義重は佐々木滿高に其旨を執達す、其後同十七年更に本所雜掌の違亂あり、寺は之を幕府に訴ふ、十一月二十一日執權畠山滿家は滿高に令し雜掌の違亂を停止すべきを命したり。

四四四 石山寺文書

近江國波多郷人夫檢斷以下事

早任去廿二日御教書之旨停止本所雜掌違亂、如元一圓可被全石山寺所務之由、所被仰下也、仍執達如件。

應永十五年十一月廿八日

沙 彌 花押…斯波義重

佐々木備中入道殿

四四五 同寺文書

石山寺三綱等申、近江國波多郷事、申狀具書如此、所詮人夫檢斷山以下任先規可爲寺家進止之旨、去々年被成御判御教書之處、本所雜掌猶以違亂云々、事實者甚不可然、早止其妨可被全三綱等所務由、所被仰下也、仍執達如件。

應永十七年十一月廿一日

沙

彌 花押…高山滿家

佐々木備中入道殿

第四十三節

儀俄庄下司職日野牧成安迫狛月等の事に付命を受く

儀俄庄は甲賀郡佐山村儀俄なり此地は鎌倉時代より蒲生五郎俊光の下司職となりし地にして俊光の子孫因て儀俄氏を稱したれば最も舊縁の地なり其他日野牧内の成安名左久良谷の奥津野狛月谷の狛月及迫南比部佐村麻生庄の有富名安吉庄の武久鏡山村橋本の内等の預所職は皆儀俄氏襲職の所なり應永十五年此れ等の舊所領に一旦故障ありしにや十月三日將軍義將は儀俄氏秀入道元林に安堵状を下し同月八日斯波義重は其旨を滿高に遵行せり。蒲生支流儀俄氏参照

第四十四節

伊部中野兩郷の事につき命を受く

淺井郡田河庄内伊部郷は京都大覺寺の塔中不懷化身院の所領中野郷は塔中教王常

住院の所領なりしが應永十五年堀彌次郎大橋月瀬入道等兩郷内の院領を押妨す兩院雜掌は之を幕府に訴ふ十二月七日管領斯波義重は滿高入道に下知して其押妨を制止し院領を安堵せしむべきを命じたり。

四四六 安土村沙々貴神社文書

大覺寺教王常住院并不懷化身院雜掌申近江國田河庄内伊部中野兩郷事訴訟具書如此一圓當知行無相違之處堀彌次郎大橋月瀬入道押妨云々甚不可然早止其妨如元可致沙汰付雜掌之由所被仰下也仍執達如件。

應永十五年十二月七日

沙

彌 花押

佐々木備中入道殿

第四十五節

近江商人荏胡麻密買に付命を受く

油は石清水八幡神社の燈油料として古來同社神人の專賣權を有せし所なり故に近江國中の荏胡麻買賣も其神人以外の賣買を禁せられたり然るに神人に非る商人が密に荏胡麻を賣買す應永十六年神人等之を訴ふ六月二十二日幕府は滿高に令し近

江商人の密賣を禁止せしめたり。商業志油商人参照

第四十六節

祇園社司三井氏の私占する京邸還付を請ふ

佐々木六角氏の京邸は六角東洞院に在り、其附近に祇園神社の領地あり、南北五丈東西十丈の邸地なり、佐々木氏の臣三井某此邸を私占す、應永十六年八月社司神人等滿高に其押妨禁止を請へり。

四四七 祇園社記

祇園社諸司神人等申、右當社領六角東洞院北東、頰口南北五丈、奥東西十丈敷地、事御被官輩及違亂之條、難叶神意、所詮嚴重爲神領之上者、爲被止彼違亂言上如件。

應永十六年八月日

紙端陰面ニ云、佐々木殿三井被付。

第四十七節

被官人木村孫三郎の寺米押妨制止の命令を受く

應永十七年滿高の被官人木村孫三郎は島郷より納付する東寺寺用米を押妨す、管領畠山滿家滿高に合し之を制止せしむ。莊園志参照

第四十八節

檜物庄の事につき命を受く

甲賀郡檜物庄内相撲麴袋の地は比叡山西塔釋迦堂の料所なり、應永十六七兩年同地の百姓等年貢を未納せり、釋迦堂は之を幕府に訴ふ、十一月九日管領畠山滿家入道道端は滿高に合し其の未進米を納付せしめ、若し應せざる時は其理由を注申すべきを命じたり、翌年四月二日滿高入道崇壽は守護代目賀田遠江守に遵行狀を下して未進分を沙汰すべきを命じたり。

四四八 滋賀郡坂本村來迎寺文書

山門雜掌申、西塔院釋迦堂料所、近江國甲賀郡檜物庄内相撲麴袋事、訴狀如此、百姓道圓、源七、又三郎入道等、年貢無沙汰之間、御燈以下闕如云々、甚不可然、不日去年之未進、□當年分可致其沙汰之旨、可相觸彼等若不承引者、爲有其科、可注申之由、所被仰下也、仍執達如件。

應永十七年十一月九日

沙彌道端(花押)、畠山滿家入道

佐々木備中入道殿

四四九 同寺文書

山門雜掌申、西塔院釋迦堂料所、近江國甲賀郡檜物庄内相撲麴袋事、御教書如此、百姓道圓、源七、又三郎入道等、年貢無沙汰之間、御燈以下闕如云々、早任被仰下之旨、年々未進云、去年分可致其沙汰之由、可相觸彼等、若不承引者、爲有其科、可注申之狀如件。

應永十八年四月二日

沙彌 崇壽 (花押) …… (六角滿高入道)

目賀田遠江守殿

第四十九節

滿高將軍の命に背き守護職を罷めらる

應永十七年十二月滿高入道は其子滿綱と共に將軍義持の命に應せざる事あり事體審ならず爲に近江國守護職を召上られ翌年八月青木武藏守持通代つて近江の守護職に補せらる。

眞字南方紀傳 應永十七年

十二月廿一日、青木武藏守持通近江國佐々木滿高並滿綱背命、飛州不向國師一味、故

守護職召上

四五〇 青木文書

近江國守護職事、所補任青木武藏守持通也、早守先例、可致沙汰之狀如件。

應永十八年八月廿三日

花

押……足利義持

持通の守護在職中の史料は存するものを見ず、應永二十一年將軍義持は永源寺領につき滿高に命を下せし史料あれば久しからずして守護に復職せしを知るべし。

第五十節

永源寺領平方庄田地につき命を受く

平方莊は坂田郡村六莊なり此庄内の田壹町七段永源寺領たり、然るに應永十九年以後楞嚴院延曆寺横川楞嚴院より横妨を爲す永源寺之を訴ふ、九月二日管領細川滿元は其横妨制止を滿高に合したり、同月八日滿高入道は守護代目賀田遠江守に施行狀を下し早く制止すべきを命じたり。

四五二 愛知郡高野村永源寺文書

江州永源寺雜掌申、同國北郡平方田地壹町漆段事、楞嚴院去應永十九年以來押妨云々、

太不可然、早停止其妨可被沙汰付寺家雜掌之由所被仰下也、仍執達如件。

應永廿一年九月二日

沙 彌 花押

佐々木備中入道殿

四五二 同上 文書

江州永源寺雜掌申、同國北郡平方田地壹町漆段事、御教書如此、楞嚴院去應永十九年以來押妨云々、早任被仰下之旨、停止彼妨可沙汰付寺家雜掌之狀如件。

應永廿一年九月八日

沙 彌 花押…滿高入道

目賀田遠江守殿

第五十一節 滿高の入道と卒去及崇壽寺

備中守滿高が薙髮入道せしは其年月を明記せしものなし、之を文書に按すれば應永十一年四月管領畠山基國入道の執達に佐々木備中前司水田文書とあり、又同十二年十一月の蒲生文書以下皆備中入道と記さる、されば其の薙髮は十一年四月以前なるを知る。

滿高入道して崇壽と號し猶政務を執りしが應永二十三年十一月十七日病て卒す、年

四十八歳なり御室本系圖に三十八歳とあるは誤なり諡して大慈院殿椿莊壽公大禪定門といふ常善寺所藏過去帳に、

大慈院前廷尉 法名崇壽

と見ゆ葬地詳ならざれども菩提寺崇壽寺近江にありし事鹿苑日録に見ゆれば慈恩寺附近なるべきか。

鹿苑日録

明應八年十二月廿七日、當院末寺江州崇壽寺以狀寄納豆五十包、隨例也、亦年獻唐芋

莖一荷、皆歸之常徳、

滿高の室は諡して香林玄妙禪尼といふ保壽院の開基なり。

第十一章 佐々木滿綱

佐々木滿綱は備中守滿高の子なり生誕の年月詳ならず四郎と稱し首服して滿綱といふ、滿綱は足利義滿の片諱を受けしより考ふれば應永十五年義滿薨去以前元服せしを知る、眞字南方紀傳應永十七年十二月廿一日の條に佐々木滿高並滿經背命と見ゆる經は綱の誤記なるべし、一説始名滿、經後更滿綱右兵衛尉を経て大膳太夫に任じ從五位下に叙

せらる。

第一節 伊勢征伐の軍に従ふ

應永二十二年伊勢國司北畠滿雅將軍義持に叛く、義持一色康政を將として六角京極美濃の土岐伊賀の仁木氏をして征討せしむ、滿綱從軍す。軍事志 参照

第二節 目賀田光遠跡等に就き命を受く

應永二十六年二月二十四日將軍足利義持は目賀田次郎左衛門尉光遠の所領并に其一族の所領地を沒收し之を赤松出羽守則友に與へたり、二十九日管領細川滿元はその遵行を滿綱に令したり。

四五三 京都本願寺御内書

足利將軍御内書并奉書留

近江國目賀田次郎左衛門尉光遠、同親類等跡事、早任去廿四日御下文之旨可被沙汰付、赤松出羽守則友之由所被仰下候也、仍執達如件。

應永廿六年二月廿九日

(按細川滿元の執達)

佐々木四郎兵衛尉殿

第三節 田河庄三郷の事に就き命を受く

淺井郡田河庄伊部中野丁野三郷は大覺寺門跡領なり、應永二十六年小笠原備前入道興元此寺領を押妨す、門跡雜掌は之を幕府に訴ふ、五月十八日管領細川滿元は滿綱に令し興元入道の押妨を制止せしめたり。

四五四 金田村長田永田正雄氏文書

大覺寺御門跡雜掌申、近江國田河庄三箇郷伊部、中野、丁野所職等事、爲一圓寺領之上者、早止、小笠原備前入道興元綺可沙汰付、寺家雜掌之由、所被仰下也、仍執達如件。

應永廿六年五月十八日

沙 彌 (花押) …… 細川滿元入道

佐々木四郎兵衛尉殿…佐々木滿綱

第四節 石清水八幡社領につき命を受く

應永廿八年將軍足利義持は高島郡横山三河守の舊地を石清水八幡社に寄附したり、六月五日管領畠山滿家入道道瑞は滿綱に令して其地を八幡社の雜掌に沙汰付せし

めたり。

四五五 山城國石清水菊大路文書

近江國高島郡横山參河守跡散在所々事早任御寄附狀之旨可被沙汰付石清水八幡宮雜掌由所被仰下也仍執達如件。

應永廿八年六月五日

沙 彌 (花押)……島山道瑞

佐々木四郎兵衛尉殿

第五節 宇治河原儲料の事につき命を受く

宇治河原は甲賀郡貴生川村大字字川の舊名なり此地は伊勢神宮の御厨地なるを以て朝廷より神宮へ例幣進納の時は儲料と稱し本家米を納めたり應永二十九年九月儲料進貢につき幕府は滿綱に令したり十二日滿綱は守護代馬淵九郎左衛門尉に施行狀を發して其處理を命せり。

四五六 甲賀郡水口町山中恒三郎氏文書

二所大神宮近江國宇治川原之内儲料事御教書如此早任被仰下之旨可被渡沙汰之狀如件。

應永廿九年九月十二日

右兵衛尉 (花押)……佐々木滿綱

馬淵九郎左衛門尉殿

第六節 足利義持の參宮と草津の饗應

應永廿九年九月將軍足利義持伊勢神宮に參拜せんと十八日京を發し午時栗太郎草津に着す滿綱即ち晝餐を饗したり同夜義持は甲賀郡水口に宿す宿所の饗應は京極持高之を沙汰したり。

花營三代記 應永廿九年九月

十八日御參宮御晝草津六角四郎兵衛尉持綱沙汰仕御留也皆口水京極三郎持高即沙汰也。持綱は滿綱の誤

第七節 栗見本庄得恒名の事につき請文を捧く

應永三十年二月滿綱は神崎郡栗見本庄得恒名内にありし築瀬入道道榮跡の事につき問はるゝ所あり乃ち代官常智なるものの請文を得之を添付し已れも又請文を捧

けたり、文書宛名缺けたるは憾とす。

四五七 顯名靈社寶物佐々木滿綱請文

近江國栗見本庄得恒名内築瀬入道道榮跡事、任被仰下之旨相尋候之處、代官常智請文如此子細見于狀候歟、以此旨可有御披露候哉、恐惶謹言。

應永卅年二月九日

右兵衛尉滿綱 請文狀
花押

(裏書)

佐々木四郎兵衛尉請文 應永卅二、十一。

第八節 將軍足利義量に椀飯を獻ず

應永三十一年正月三日滿綱は將軍足利義量に椀飯を獻ず、正月三日椀飯を將軍に獻ずるは六角氏の舊例なり。

花營三代記 應永卅一年正月

三日辰椀飯出仕六角四郎兵衛持綱(滿の誤)有御對面儀式同前。

土岐家開書中に椀飯の次第を記して正月元日より管領以下椀飯饗進の事を記す。

一日 一 管領

二日 三 土岐殿

三日 五 佐々木(京極六角各年)

七日 四 赤松

十五日 二 山名殿

正月五ヶ日諸家の椀飯次第以中爲下朔日は當職の沙汰也椀飯之條々別紙ニ可注之。

三日癸丑 六角四郎滿綱獻椀飯

又康富記嘉吉四年正月の條に、

三日癸丑 椀飯六角勤之云々。

等あり佐々木氏が六角京極二家に分れし後正月三日の椀飯を二氏各年に獻じたり。

第九節 鈴鹿山山賊退治と警固役の重任

甲賀武士山中氏は鎌倉時代より鈴鹿山の警固職に任し山賊を退捕せし事屢なり、朝廷より伊勢神宮への神寶運送并に齋宮群行等の節は一層山中の警固を嚴にしたり、然るに應永三十年山中左京亮氏範の時一旦警固役滿期して再任の命無かりしに、翌

三十一年七月山賊鈴鹿峠に出没し旅人を惱めしかば上使臨檢して氏範に退捕を命じたり、氏範山中にて十人の山賊を捕へ九月二日には柏木六郎を捕へんとせしに抵抗したれば之を斬殺せり、退捕の事終りて氏範は鈴鹿山の警固役再任を守護滿綱に申請せり、九月十一日滿綱は氏範の目安狀を添へ幕府の奉行所に再任あるべきを申達す。

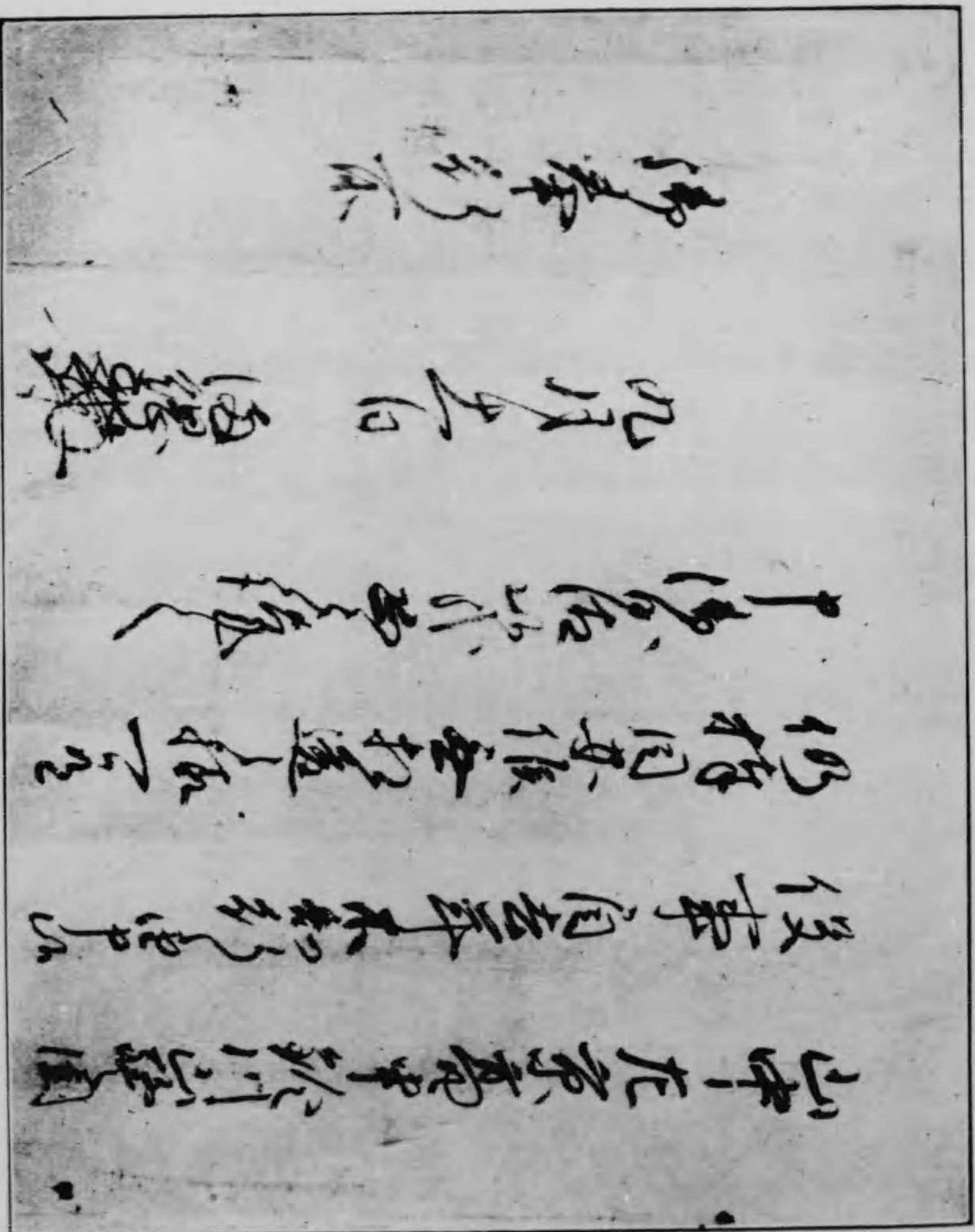
四五八 甲賀郡水口町山中恒三郎氏文書

近江國甲賀上郡山中太郎左衛門尉久左京亮氏範謹言上

右去七月廿四日於山賊之在所者、先度上使加御檢知、雖山中領黑河知行分境半町、同黑河自關所三町計之間也、然仁我今居住者、鹿苑院御領柏木郷云々、間山中村事者雖爲名字地及五六里程隔候之間、曾以雖不存知仕候、彼山賊召捕可進上申之由、依被仰下候、則罷下諸方相尋候之處、山賊之人數十人尋出、在所交名等注進上申候、此内柏木六郎於今月二日召捕候之處、仁依餘手候討留候畢、殘少々者爲主人可糺明之由、領掌申候、如此涯分被其沙汰候之處、今度各可預御糺明之由、兩佐々木へ被仰下云々、條愁訴之至極候、所詮蒙嚴密御下知爲作安堵之思、且謹言上如件。

應永卅一年九月日

狀 中 綱 滿 木 六 佐



藏所 兵部三恒中山 町口水

四五九 同上文書

山中左京亮申、鈴川山警固役事、自去年不知行之由申候、仍捧目安候、無相違之様可有、
申沙汰候哉、恐々謹言。

九月十一日

滿 綱 花押

御奉行所

第十節 臨時段錢の賦課

應永三十三年滿綱は臨時に段錢を諸莊圖に賦課せり、段錢は田壹段に、幾許宛の稅錢を賦課するにより其名起る、寶莊嚴院領たる三村庄島郷宇都呂村の幾部にも其臨時稅は賦課されたり、莊内の百姓等負擔に堪へず漸く逃散し、庄家亦納稅せざりき、滿綱の臣三井某堀某守護使として庄家に入り督促を爲し逃散の百姓歸らざれば其家を燒失せんとす、庄家即ち急き百姓等を召還し臨時稅を納付し事なきを得たり。

四六〇 東寺廿一口供僧評定引付 應永卅三 丙午

五月十九日 此一ヶ條修寶 莊嚴院引付畢 (連署除之)

一 江州三村庄事

地下代官 讚岐 三ヶ度分 注進

第二編 佐々木氏世代志

狀之趣守護方臨時段錢課役、當年及□□仕候間、百姓等逃散仕處、守護使兩人三井并堀合亂入庄家、百姓住宅十餘間放火之旨、急申入候間、百姓還□□可有御了簡云々、仍此旨致披露□□如注進狀者、以外次第也、速以目安可被歎申公方之由、衆議事。

第十一節 永安寺領に守護使の入部停止の命を受く

應永三十三年五月足利義持は高野永源寺末寺永安寺の敷地及寺領田島等に守護使并に本所の使者が入部して臨時の課役を徵收するを停止す、九月三日管領島山滿家は旨を滿綱に令して寺家の所務を妨ぐなからしめたり。

四六一 愛知郡高野村永源寺文書

近江國山上永源寺末寺永安寺敷地散在田島等目録在別紙事、早任去五月廿四日御判之旨、令止使者之入部、可被全寺家所務之由所被仰下也、仍執達如件。
應永卅三年九月三日

佐々木四郎兵衛尉殿

沙 彌 花押

四六二 同上文書

近江國山上永源寺末寺永安寺敷地散在田島等目録在別紙事、早任去五月廿四日御判、爲諸本所使者不入之地、可被全寺家所務之旨、方々可被相觸之由所被仰下也、仍執達如件。
應永卅三年九月三日

佐々木四郎兵衛尉殿

沙 彌 花押…滿家

第十二節 河毛郷の事につき命を受く

淺井郡河毛郷は醍醐三寶院の所領なり、正長元年裏松中納言家より其地を押妨す、三寶院門跡雜掌之を幕府に訴ふ、七月十三日管領島山滿家入道道端は滿綱に令し裏松家の押妨を却け其地を門跡雜掌に沙汰付せしめたり。

四六三 山城國醍醐三寶院文書

三寶院門跡雜掌申、近江國河毛郷事、早却裏松中納言家雜掌、可被沙汰付門跡雜掌之由、所被仰下也、仍執達如件。

正長元年七月十三日

佐々木四郎兵衛尉殿

沙 彌…島山滿家

第十三節 百丈山大智寺の事につき山中氏
範を賞す

百丈山大智寺は山城國相樂郡湯船村に在り、正平十八年貞治二山名時熙大觀禪師を請
して創建せし禪刹なり、足利義詮寺封を寄せ後光嚴帝勅願の宣旨を賜ふ寺封凡三百
町あり、應永中同寺地に係る故障あり、武士の押妨ならん甲賀武士山中大和守氏範居中調停し遂
に無爲なるを得たり、十一月二十八日滿綱は其功を賞し猶將來の助力を求めたり、按
ずるに甲賀郡内に在りし同寺領の問題ならん。

四六四 甲賀郡水口町山中恒三郎氏文書

百丈大智寺下地之事、屢無爲候間山名殿御悅喜候、殊感思候、向後も自然事ハ可被扶
持候也、恐々謹言。

十一月廿八日

山中大和守殿

滿 綱 花押

第十四節 八田村爭論裁決につき命を受く

甲賀郡岩根朝國兩郷は建武四年比丘尼聖宗が佛國禪師供養の用途として京都眞如
寺正脈院に寄進せし所なり、永享の初め其郷内の八田村は本郡山上保村苗の所屬なり
とて境界を爭論す、山上は祇園社領として山門領なれば此爭論は山門の雜掌と正脈
院雜掌との争となり容易に解決せざりしに永享三年探湯の起誓を以て是否を裁決
すべきを兩郷民に告げ各々上京せしむ、山上地下人應せず、幕府は更に使節を遣はし
て兩郡界を檢せしめ終に八田村は正脈院領を正當とする判決を與へ、十一月十四日
管領斯波義淳は滿綱に令して山上保の競望を却け論所を正脈院雜掌に所務せしむ
べきを命じたり。史料莊園志に引用す

第十五節 小幡郷の事に付き命を受く

小幡郷は神崎郡北五箇莊村に大字小幡の地名を存するは其古地なり、小幡は早くよ
り商人を以て著れ延曆寺領となりし所なり、商業志参照永享四年日吉社司は其郷内閣村及
種村の知行人糺決につき幕府に訴ふ、三月九日奉行人飯尾肥前守爲種、同加賀守爲行
は滿綱に命を傳へ同村の知行人を糺明せしむ。

四六五 永享年中文書

袖判…足利義教

日吉社司申、近江國神崎郡小幡郷内閣村種村事、爲糺決之、可被召進當知行仁之由候也、仍執達如件。

永享四

爲種

三月九日

爲行

佐々木大膳太夫殿

滿綱は命を受けて糺明せしも、知行人無し、即ち狀を幕府に答ふ、幕府之を社司に報す、社司は更に其地を雜掌に沙汰付されん事を訴へたり、十月十九日飯尾爲種は滿綱に命を傳へ、若し子細あらば其旨を注申すべきを執達せり。

四六六 同上文書

日吉社司等申、近江國小幡郷内閣村種村事、度々雖被仰、無當知行之仁云々、此上者糺明下地、可被沙汰付雜掌、若有子細者、可被注申之由、所被仰下候也、仍執達如件。

永享四

十月十九日

肥前守

佐々木大膳太夫殿

第十六節

光聚院猷秀より借物につき幕府の命を受く

光聚院は延暦寺中の一院なり、住僧猷秀豫て所々に貸與せし金品の返戻を迫るも、事容易に進捗せず、永享四年六月五日幕府は更に猷秀の訴により早く返戻斷行を滿綱に促し、猶命に應せざる時は質券を猷秀の代人に渡すべき命を出したり。

四六七 永享年中文書

袖判

光聚院猷秀申、方々借物事、差日限可致其沙汰之旨、雖被觸仰、于今不明申上者、可被沙汰付彼質券於猷秀代之由、被仰出候也、仍執達如件。

永享四

爲種…飯尾肥前守

六月五日

爲行…飯尾加賀守

佐々木大膳太夫殿

第十七節

建部庄の爭論につき命を受く

神崎郡建部庄は古へ建部神社の社領たり、然るに足利氏嵯峨に天龍寺を建てし後同庄内の地同寺領に寄附せらる、爾後建部社司と天龍寺との間に争論を生じ互に權利を主張す、永享三年幕府は兩社寺間の葛藤を糺明中雙方の所務を中止せしめしに、天龍寺より段錢を同庄に賦課せり、同四年十月幕府の奉行飯尾大和守貞連同對馬守貞清は連署の狀を滿綱に交付し段錢の催促を停止し、并に庄務の裁斷に應じ沙汰すべきを令したり。

四六八 永享年中文書

近江國建部社禰宜與天龍寺雜掌相論同國建部庄事、去年以來糺明之間、被置所務於中之處、何爲寺家可懸課段錢哉、不日可停止催促、於庄務者隨左右、可致其沙汰之旨、可被相觸之由候也、仍執達如件。

永享四

貞連

十月十一日

貞清

佐々木大膳太夫殿

第十八節 大野高雄に大野郷相傳の證狀を

佐々木滿綱筆押

右共清對

永享十二年八月小森文書

永享五閏年七月大野文書

大膳太夫殿

沙汰

與ふ

甲賀郡大野郷は大野氏の領する所なり、永享五年大野中務入道所領の地を其子次郎左衛門尉高能に相傳す、滿綱其相續を認めたり、但し其家古來相傳の所職文書等紛失したりと云へば後日其文書を提げて訴訟する者ありと雖も其者不正にして終に無効なるを保證したり。

四六九 大野文書

近江國甲賀郡大野郷事、大野中務入道任讓狀之旨子息次郎左衛尉高能可令相續者也、但代々御判并警固役證文等紛失云々、萬一此正文令出帶於公方有歡申輩者可爲盜人者也、仍爲後證狀如件。

永享五年閏七月廿五日

大膳 太夫 花押

大野次郎左衛門尉殿

第十九節 延曆寺衆徒征討の命を受く

永享五年將軍足利義教延曆寺僧徒の横暴を惡み諸將をして征討せしむ、滿綱は蒲生

秀貞等と西坂本より進軍し山名土岐等は東坂本より進み僧徒と戦ふ僧徒降を請ふ之を允す翌年又僧徒亂をなす義教は八月滿綱及び京極持高をして其寺田を沒收せしむ僧徒益々怒りて嘯集し日吉神輿を擁して入京せんとす義教諸將をして東西兩坂本に進み之を征討せしむ滿綱東坂本に進み九月二十七日僧徒の軍を敗る。軍事志 參照

第二十節 大和國に出陣す

永享十一年冬滿綱入道は將軍義教の命を受け細川氏一族及び京極持清等と大和に出陣し翌十二年六月歸陣す。軍事志 參照

第二十一節 河野教通馬淵庄所領につき命を受く

永享十二年八月足利義教は河野九郎教通に馬淵庄北方の地を賞與せり九日管領細川持之は之を滿綱に傳へ其地を教通の代人に交付すべきを命じたり。莊園志 參照

第二十二節 滿綱の京邸火す

嘉吉元年五月十一日滿綱の京邸火す六角東洞院の邸なるべし。

看聞御記

嘉吉元年五月十一日晴無殊事夜通玄寺近邊炎上云々六角佐々木宿炎上。

第二十三節 德政を張行し延曆寺の反抗に遇ふ

嘉吉元年八月近江の土民一揆し守護佐々木滿綱に德政發令を強求す滿綱即ち領内に德政を張行す其條項奥津島神社所藏の制札に詳なり然るに延曆寺は德政の爲に多大の損害を招きたり是に於て衆徒は山門に屬する馬借を使喚し共に滿綱に反抗し滿綱の京邸を焼き或は滿綱が佐々木庄に歸らんとするを勢多に要撃せり。軍事志 參照

第二十四節 滿綱の薙髮と死去及子孫

滿綱が薙髮を採集の史料に考ふれば永享八年五月九日竹生島文書に佐々木大膳太夫入道とあるを最初とす滿綱入道して崇徳と號す四子あり嫡子四郎持綱兵部太輔に任し次子五郎時綱民部少輔に任す三子六郎僧となる四子を久頼といふ近江守に

任ず、嫡子持綱は父滿綱が薙髮後半は家政を掌れり、文安二年正月二十八日三男時綱兵を擧げ父滿綱兄持綱とを攻む、父子終に威徳院に自殺す、威徳院は安土村慈恩寺の寺中にして佐々木氏の菩提寺なり、諡して龍雲寺殿宗岱と號す、室は某氏諡して明室淨光禪尼といふ、栖芳院の開基なり。

東寺執行日記

文安二年正月廿八日、佐々木六角入道父子四郎殿打之、三男六郎殿被打之言語道斷事也。

南方紀傳

文安二年春正月廿二日江州佐々木大膳太夫入道宗体父子ゆへありて自害す。

御室本佐々木系圖

滿綱、大膳太夫、法名崇岱、號龍雲寺、文安二乙丑正、廿三於威徳院自害、

常善寺過去帳

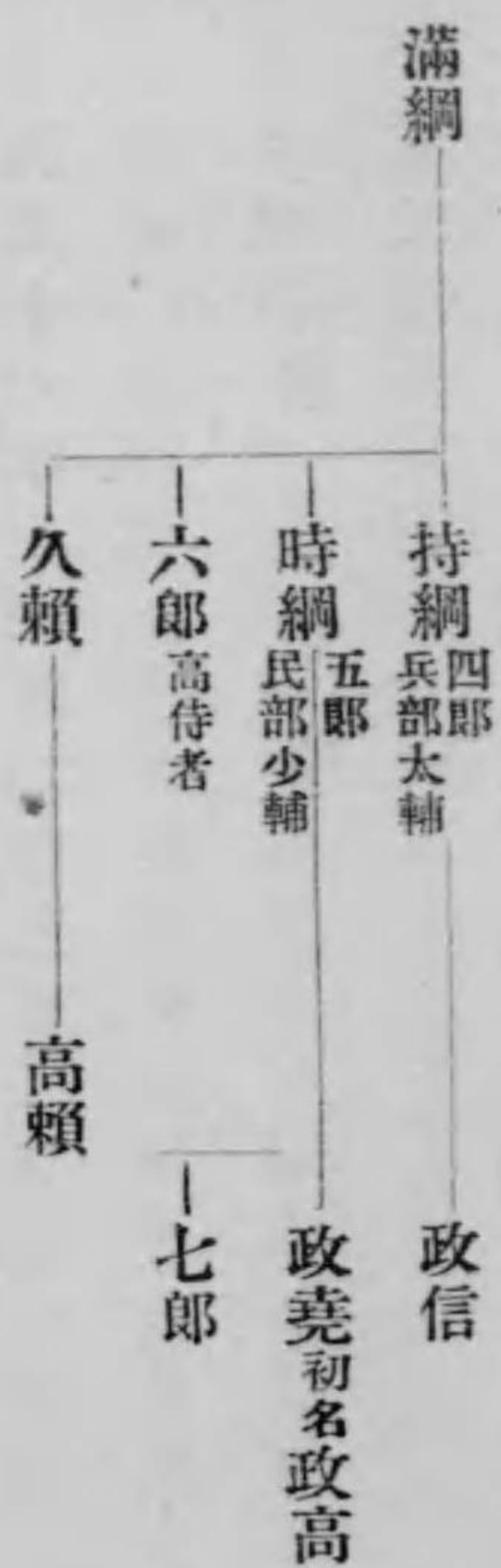
龍雲寺、大膳太夫、法名崇岱

太田牛一雜記

佐々木家譜 號六角

龍雲寺殿岱公大禪定門 大慈院息滿綱

子孫系圖



第二十五節 滿綱の菩提寺龍雲寺と持綱の菩提寺西蓮寺

滿綱及び其嫡子持綱が弟時綱の爲に殺されし後滿綱の菩提寺龍雲寺持綱の菩提寺西蓮寺共に建立せられたり、終焉の地は佐々木庄威徳院なれども父子兩菩提寺は京都に建てられたるが如し。

四七〇 京都慈照寺文書

龍雲寺住持職之事、延西堂被仰付之間、彼寺領并西蓮寺領、其外散在當納、先住持納所殘分事、悉以延西堂代可被其沙汰、若號先納於私曲輩者、一段可被仰付候、由候也、仍執達如件。

天文十四年十二月二日

三八〇

忠 行 花押
高 雄 花押

龍雲寺領

西蓮寺領

所々散在百姓中

四七一 同寺文書

龍雲寺領、洛中北五條坊門、東京極、南高辻、西富小路四町之事、多田民部少輔久頼寄進當寺無紛之處、先坊主乾願首座號私地、讓與東福寺如意庵聖寅首座之旨、掠給御下知云々、太不可然、所詮佐々木彈正少弼被執申之條、早如元可被全領知之由所被仰下也、仍執達如件。

天文十六年十一月二十三日

大 和 守 花押
對 馬 守 花押

當寺住持

第二十六節 滿綱室の菩提寺栖芳院

佐々木滿綱の室の卒するや菩提寺を建て栖芳院と稱す、太田牛一雜記佐々木家譜に、

栖芳院開基明室淨光禪尼 龍雲寺殿妻

とあり、然れども寺の所在詳ならず、按するに滿綱の菩提寺龍雲寺と同じく京都に在りしが如し、左記佐々木高頼の重臣五人が連署して栖芳院の禪師に送りたる文書は將軍の高頼親征の終局に於ける誓文案の交渉に關するもの、如く見ゆ、果して然らば栖芳院の僧がその調停に關與せしものなり、栖芳院存在の史料として茲に掲ぐ。

四七二 京都本法寺屏風文書

彼誓文被調下候、則披見仕得其意存候、誠御苦勞察存候、雖然依御入魂相調候條、各祝着無極ニ候、其旨秀公申入度候、乍恐奉憑候、可得御意候、恐惶謹言。

七月九日

下笠左衛門尉頼實 花押

大和守

高 忠 花押……後藤氏

三郎左衛門尉

高 恒 花押……後藤氏

三上

頼安 花押

三井

高就 花押

栖芳院

衣鉢禪師

第十三章 佐々木持綱

佐々木持綱は滿綱の嫡子なり兵部太輔に任せらる、父滿綱が薙髮後は政務に管掌す毎年正月三日は佐々木氏が將軍家に圀飯勤仕の嘉例なるは前章に述べたる如し、永享十二年正月三日年例により圀飯を將軍に饗す、父滿綱は去年冬より幕府の命により細川氏征伐として大和國に出陣し年始猶滯陣中なり、持綱父に代つて參洛し圀飯を將軍義教に饗せり、建内記に、

永享十二年正月三日室町殿圀飯如例、當年六角勤之也、雖三見ゆ、又文安元年正月三日圀飯勤仕の事康富記に見ゆ。

康富記

嘉吉四年二月五日改元文安正月三日癸丑圀飯六角勤之云々

第一節 日野牧成安保を寶壽院顯宥に付すべき命を受く

日野牧内成安保は堀河天皇が京都祇園社に御寄附の地なり、莊園誌及本編氏頼滿高の條參照文安元年五月將軍義政は其地を祇園社の感神院内寶壽院顯宥に領掌せしめたり、管領畠山徳本入道は同月七日施行狀を持綱に執達せり、六月二十三日持綱は伊庭左京亮に遵行狀を與へて成安保を顯宥の代人に交付すべきを移命したり。莊園誌に詳記せり

第二節 大山崎神人の訴により命を受く

文安元年五月石清水八幡宮大山崎神人等近江國の商人が古例に背き油商賣を猥に爲すの非法を幕府に訴ふ、蓋し油は古くより石清水八幡の燈油料として特權を有せしに依れり、同月十三日管領畠山徳本入道は持綱に令し近江國內神人に非ざる商人の油賣買を禁止したり、命を受けし持綱は六月十二日各郡奉行に宛て、幕府の命令を傳達す之れ實に持綱文書現存唯一の史料なり。

四七三 山城國離宮八幡宮文書

石清水八幡宮大山崎神人申、近江國散在商人等事、訴狀如此、近年任雅意立置油木致新儀云々、事實者太不可然、早爲神役無爲、堅可被禁制之由所被仰下也、仍執達如件。

文安六年六月十二日

兵部太輔 花押

(佐々木持綱筆押)

文安元年五月十三日

沙 彌

佐々木兵部大輔殿

四七四 同上文書

石清水八幡宮大山崎神人申、近江國散在商人等事、近年任雅意立置油木致新儀云々、事實者太不可然、仍御教書如此、早任被仰下之旨爲神役無爲、堅可禁制之狀如件。

文安元年六月十二日

兵部太輔 花押

郡奉行 中

第三節 被官の一揆と持綱の出奔

文安元年六月佐々木六角氏の被官人等一揆して四郎持綱に反抗す、其理由詳ならず、れども康富記には四郎の品行修らず無道の事多きにより被官等幕府に訴訟に及ぶと記す、七月朔日四郎は之を避け同族大原持綱の邸に寄寓せり。軍事志 参照

第四節 持綱父と共に戦死す

被官人の反抗に遇ひ大原氏に寄寓せし持綱は翌文安二年正月廿八日父滿綱と共に

弟時綱の攻むる所となり自殺す、按するに六角氏が臣下の強大を挫かんとせしより臣下も亦黨を樹て三弟時綱を奉じて四郎父子に對抗せしめ遂に此骨肉間の慘を演せしものならん、諡して西蓮寺殿瑞岳宗勝と號す。軍事志 參照

常善寺過去帳

西蓮寺前兵部法名宗勝

東寺光明講過去帳

文安二年正月於江州佐々木入道六角 父子已下死卒等數百人。

第十四章 佐々木時綱

佐々木時綱は滿綱の三男にして五郎と稱す、民部少輔に任す、文安二年正月父兄と爭ふて弑逆を爲す、按するに臣下黨争に因せしが如し、弟久頼始め相國寺に入りて僧となる時綱が父兄を殺せし後幕府は久頼に還俗せしめ父兄の遺跡を襲はしむ、九月五日久頼時綱を愛知郡飯高山に攻む時綱自殺す家人死する者多し。師經記に家人千餘人同切腹あり其勢力の強盛を見る可し 圓滿寺殿義空常勝と諡す。

御室本系圖

時綱五郎、民部少輔、文安三、八月江州飯高山自害。

常善寺過去帳

圓滿寺前民部法名常勝

太田牛一雜記

佐々木家譜

號六角

圓滿寺殿義空勝公大禪定門

龍雲寺殿息五郎殿 兵部少輔

第十五章 佐々木久頼

佐々木久頼は滿綱の四男なり始め京都相國寺に入り僧となる、文安二年正月父滿綱及び長兄時綱が弟時綱の爲に自殺の後幕命により還俗して佐々木六角氏の遺跡を嗣ぎ、名を更めて四郎と稱し四月廿三日始めて幕府に出仕し相續の と稱す。

師 郷 記

文安二年四月廿三日、今日佐々木遺跡相續者 相國寺僧也 而還俗了 始而出仕云々。

さて民部少輔時綱が父兄を殺せし因由を按するに裏面に於て被官人の一派が時綱を擁立して兵部大輔時綱に反抗せしめたるものならん、康富記文安元年七月朔日の條に「後聞近江守護佐々木六角四郎今日出宿所、寄宿佐々木大原許云々、六角被官人令

一揆、反四郎之故也云々、四郎行儀心操無道之由致訴訟之間、四郎潛出奔云云」とあるは此間の消息を得たるものにて四郎行儀心操無道云々 とあるは注意すべき文字なり、佐々木六角氏の支族及び被官人中には勢力強大殆ど宗家に劣らざる者を生ず、即ち山内伊庭馬淵等の如き是なり、臣下の強大は主家を危くするものなりとは當時に於ける時代思潮の觀念なり、後に四郎政堯が伊庭氏を殺し、義弼が後藤氏を殺したる例以て之を證すべし、行儀心操無道の語は厭倒せられんとする被官人より出でし評語にして、持綱を忌避する被官人は弟時綱を擁して別働隊を作り以て時綱をして弑逆を企てしむるに至れり、時綱が父兄を弑殺せし後幕府は既に僧となりし久頼を還俗せしめ、佐々木氏の家督たらしめし逕路に鑑るも御家騒動の主因は重臣間の軋轢其端を啓きたるを知るべし。

久頼の還俗は時綱を擁する一黨の意外とする所なり、然れ共既に父兄を弑せし兇暴は一季弟を除くを辭せず、果然文安三年三月十二日夜雨に乗じて久頼の京邸襲撃の暴舉となりしも暗殺の目的を達せず、却て益々幕府の怒りを買ひ終に九月五日久頼の爲に飯高山の自滅を招き時綱以下一味の被官重臣頭を並べて屠腹するに至れり、畢竟時綱は臣下の爲に犠牲となり弑逆無道の人となり果てたるものなり。軍事志に詳記す

第一節 栗太郡山田勢多等の地を山中高

俊に知行せしむ

文安二年十月二十八日佐々木久頼は甲賀武士山中六郎左衛門尉高俊に給恩として栗太郡山田及び勢多の内宮木氏の遺跡并に比良木警固米等を與へ、先例により知行すべきを命じたり。

四七五 甲賀郡水口町山中恒三郎氏文書

栗太郡山田并勢多内宮木跡比良木警固米事爲給恩所宛行也、早任先例可致知行之狀、如件。

文安二年十月廿八日

花 押……久頼

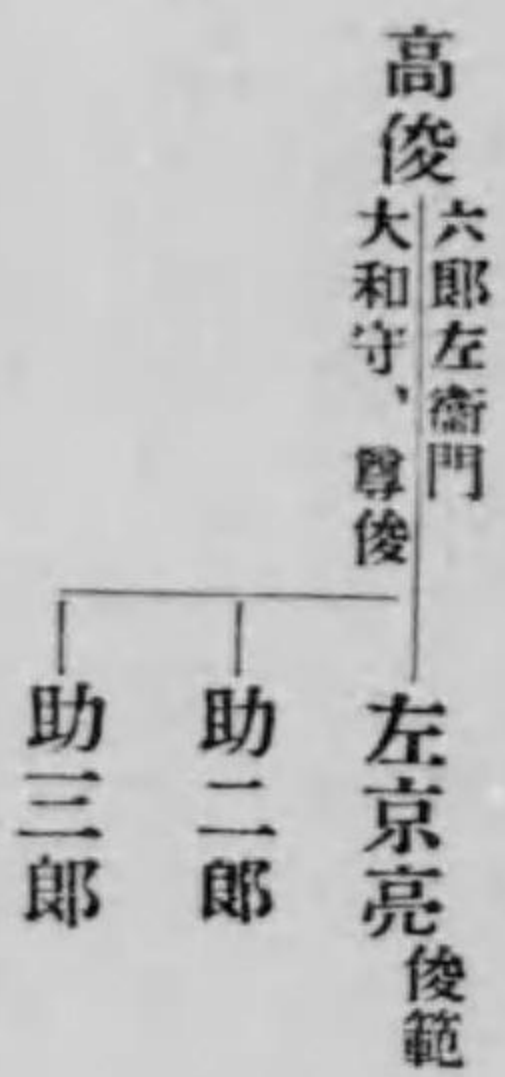
文安二年十月廿八日 山中文書



(押華頼久木々佐)

山中六郎左衛門殿

山中系圖



第二節 久頼元服して出仕す

還俗して佐々木六角氏の家督となりし四郎は文安三年二月元服して名を久頼と稱し、二十九日御禮として幕府に出仕せり。

師 郷 記

文安三年二月廿九日丁卯晴、今日六角佐々木元服出仕云々。

其後殆ど二十數日を経し三月二十三日時綱の黨は久頼の京邸を襲ひ暗殺せんとし、て果さざりき。軍事志 参照

第三節

伊部郷公文職の事等に就き命を受く

京都大覺寺塔中不壞化身院の所領淺井郡伊部郷の公文職同松橋給分等を小笠原備中入道押妨せしが、文安三年九月幕府は同院雜掌の訴により備中入道の横妨を制止し、寺家に安堵せしめ、一面他の名田及び私領地に對しては寺家又關す可からざる旨を守護久頼に傳へ、其意を關係者に傳達すべきを令したり。

四七六 安土村沙々貴神社文書

不壞化身院領近江國田河庄内伊部郷公文職、同松橋給分等事、所被停止、小笠原備中入道違亂也、而□□名并私領者寺家又不可成□□被仰含訖、各可令存知之旨、可被相觸之由、所被仰下也、仍執達如件。

文安三年九月十五日

佐々木四郎殿

沙 彌 花押
上野 介 花押

第四節 近江守任官

久頼が四郎の名を襲ひしは天陰語録の像賛にも「累代襲四郎官爵」とあり、又幕府の施行状にも佐々木四郎と記さる、久頼又源忠と號したること像賛に見ゆ、相國寺徒弟時代の釋名にや、近江守に任官せしは其年月を審にせずと雖も文安五年六月以前なるは山中文書によりて知るべし。次章 参照

第五節 柏木郷養水路毀破の命を受く

甲賀郡柏木郷内には伊勢神宮奉幣使驛家供膳所として年々朝廷より奉幣使通行時の費に宛てられし田地あり、然るに文安中美濃部氏新井を堰きし爲め供膳所の田養水利を害したり、神宮祭主荒木田宗宣は官幣使費の怠轉するを幕府に訴へ美濃部氏の新井を毀破あらんを請へり、五年六月十一日奉行は久頼に令し早く新井を破毀せしむべきを命じたり。

四七七 甲賀郡水口町山中恒三郎氏文書

大神宮祭主宗宣申、江州柏木郷用水事、(美濃部)三野邊依立新井、官幣使儲及怠轉之間、難令參

宮云々、太不可然、早可被毀破之旨、被仰出候也、仍執達如件。

文安五、六月十一日

宗 安
常 和

佐々木近江守殿

又守護代伊庭滿隆が山中太郎左衛門九里次郎左衛門の二人に宛て、用水問題の事を通せし文書あり、紀年に缺字あれ共同しく祭主保の保司高俊より柏木郷内河原酒人の用水につき將軍家の奉書の旨を達したるものなれば全文を添記す。

四七八 同氏文書

甲賀郡保司高俊申、同郡柏木郷内河原酒人兩村用水事、公方御奉書如此、同任御下知之旨畢、其旨可有存知之由、被仰出候也、仍執達如件。

文安□年五月十五日

伊 庭

滿 隆

山中太郎左衛門殿

九里次郎左衛門殿

第六節 將軍義政に垵飯を獻す

寶徳二年正月三日久頼は六角氏の先例により將軍義政に垵飯を饗したり。

康富記

寶徳二年正月三日戊申陰、室町殿垵飯、佐々木六角云々。

齋藤基恒日記

同年正月御吉書垵飯、

第七節 關所の違亂につき命を受く

足利氏の中世以降諸國の武士關所を要地に熾設し通過税を誅求せり、旅人の通行を始め諸國より京都に運送する荷物等にも又通過税を課し或は之を抑留す、近江國に於ても中仙道を始め各道要衝の地并に湖漕の要津にも關所を設けて通過税を求めたり、寶徳三年關東より京都への進物の運送に當り諸關に於て事を左右に託して容易に通過せしめざりき、六月十八日幕府は久頼に令し近江國內諸關の違亂を停止すべきを命したり。

四七九 伯耆上杉茂憲氏文書

關東進物事、度々雖被仰之於諸關、尙及違亂之條太無謂、就中細々上下等、以判留壹岐入道印不可有相違候、趣同被之處不承引云々、招其咎歟、所詮尙後有異儀族者可處罪科旨可被相觸、近江國中關所候也仍執達如件。

寶徳三六月十八日

永存判
性通判

佐々木近江守殿……久頼

第八節 朽木貞高宅の炎上につき古證の

燒失を保證す

永享十一年の冬佐々木氏は六角京極兩家大和征伐に出陣を命せられ翌年六月迄滞陣せり、高島佐々木朽木貞高も從軍せしが出陣中貞高の私宅炎上し、朽木庄以下所領文書紛失す、享徳二年貞高は久頼の保證を得て幕府に所領安堵を請へり、義政之を安堵せしむ十二月二十七日管領細川勝元は遵行狀を貞高に交付せり。

四八〇 朽木文書 内關文庫所藏

近江國高島郡朽木庄并不知行所々文書事先年於和州之陣私宅炎上之時令紛失之旨佐々木近江守證狀炳焉之上者不可有相違之由所被仰下也仍執達如件。

享德二年十二月廿七日

右京太夫 判……細川勝元

佐々木朽木信濃守殿……貞高

第九節 將軍義政局の産所役を命せらる

享德四年改元康正元年正月九日將軍義政の上臈佐子局産氣を生す局は大館上總入道常譽の女なり義政佐々木久頼に産所役を命す久頼の六角萬里小路の邸を其産所に宛て準備を修せしに局は郷家なを大館邸に於て既に安産ありたり因て産所を大館邸に移す。

康富記

享德四年乙亥正月九日卯今曉室町殿姫君御誕生也御袋大館兵庫頭妹也御座所佐々木六角宿所六角萬里小路也雖然俄有御産氣於兵庫頭宿所兼司烏丸四頼有御誕生以之爲御座所云々。

齋藤基恒日記

享德四年正月八日佐子上臈御局大館上總入道常譽女姫君御誕生御産所被仰付佐々木近江守久

頼六角令用意之處依無間于御出俄總州亭降誕仍御雜掌等江州被送營之二

御産所日記

享德四年正月九日御姫君御誕生御袋サンコ大館上總殿息女御産所者同上總殿宿所也御産所役佐々木六角殿被勤申之者也役人以下之事同前。

第十節 船木關の寄附につき命を受く

康正元年十二月將軍足利義政船木關を京都東寺の造營料所として寄附せり蓋し山城の淀關と交換寄附なり船木は琵琶湖の東西にあり湖東に在るは岡山村大字船木にして湖西は高島郡の船木港なり寄進狀に近江國湖上船木關とのみありてその何れなるや審ならずと雖も淀津關の替地たれば交通頻繁にして關錢多額の收入ある所ならざる可からず本郡の船木も當時旅人の出入少からざれども北國路の交通が海津鹽津より京都に連絡して頗る頻繁たればこの船木關は高島の船木らしく思はる戰國時代陸路交通の要地には所々關を設けて旅人に通行税を誅求したるが湖海河川の渡口港津にも又置關して通行税な徴したり船木關を東寺造營料に寄附せしは即ち船木關にて徴收する關錢を東寺の造營費に宛てらるゝにて關の寄進は關

錢の寄附に外ならず、十二月二十三日義政は東寺に交替寄附を爲せしが同日付にて管領細川勝元は佐々木久頼に其旨を傳へ、船木關を寺家雜掌に附與すべきを執達したり。

四八一 京都東寺文書

東寺造營料所近江國湖上船木關事、早任御教書之旨可被沙汰付寺家雜掌之由所被仰下也、仍執達如件。

康正元年十二月廿三日

右京太夫判

佐々木近江守殿

四八二 同寺文書

東寺造營料所近江國湖上船木關壹所事、爲山城國淀津關替地被寄附訖、早致嚴密之沙汰可被遂修造之由所被仰下也、仍執達如件。

康正元年十二月廿三日

右京太夫判

當時供僧中

第十一節 京極持清と確執して憤死す

同しく佐々木氏の一族にして江州の南北に岐れ守護職となりし六角氏と京極氏との間は時に應じ折に觸れて互に消長を競へり、南北朝の戦亂時代には有名なる高氏入道導譽は京極氏に出て、六角氏頼を凌けり、氏頼薙髮政務を弟山内定詮に托して専ら神佛を崇敬したり、久頼還俗して六角氏の家督を受け近江守に任せられしが當時京極氏には導譽に劣らざる英雄持清入道生觀出て、部下に多賀豊後守忠高の如き俊才を得たり、故に其活動は衰微せる室町幕府を能く左右したり、京極氏の活動敏なる反影は六角氏に快からざる事往々にして生ず、久頼佐々木宗家の主として之を默止すべきに非ず爲に兩氏間の確執を重ね二氏の臣亦屢々京邸に相闘ふ、久頼大悟して曰く兩虎相争ふ必ず其一を傷ん若かす自ら損して佐々木氏の祀を存せんにはと、康正二年十月二日慨然として憤死す、碧山日錄長祿四年七月二十九日其子龜壽高頼將軍拜謁の條に追記して「前年知私讎之不可報、不勝憤恨、自割其腹死、龜壽爲孤逃難於外邑」と記するは當時の眞傳なり、謚して祥光寺殿源忠周恩と號す、室某氏謚を保春寺殿玉峰慶珍大禪定尼と號す。

應仁略記

凡そ武門の習、壽を失ひ人を損する事は天下のため、國土をおさむる道なり、故に朝

の怨敵を執て、國を靜むる道に非ずんば、壽を空くして益なし、此道理を顧みてまのあたり自害せしは前の六角近江守詳光寺久頼、其故は去ぬる長祿年中歟。京極被官に付て、兩家確執出來して京中血を流し、分國の亂治定と見わたり、つゐる落居、六角無念至極せり。此段は第三卷六角方の記の下に委細これを註す。然るに無念を散じて宿意を遂は、京極に對たる題目、忽に雌雄を決しなば、兩佐々木一家の中の自滅なり、惟更に天下の御用に非ず、是非を盡して怨害を募れば、近江は亂世と成て、分國の痛みなり、家の子多く損じて、兩家の衰滅除所よりも不來關東以來公方奉公の兩佐々木、私を費して天下に對して、さながら不孝の逆侶となさん人こそ道を亂るとも、我何ぞ驚き會はん、つらくは是を案するに、面目なき道に引成、一身を果しぬれば、人をも失はず、國を不損なり、異朝本朝にも先來いまだ類を聞ず、賢仁存日常恒の政道、これを以て察せらるべし。

佐々木系圖

久頼從五位下、近江守、法名周恩、號祥光院、康正二、十月、二卒。

常善寺過去帳

祥光寺前江州太守法名周恩、

第十二節 畫像贊に見ゆる久頼の人格

畫像の贊辭や祭文詞は其人を賞讃するを常套とすれば其文辭を以て全く其人の眞面目と信す可からざるも、列記の事蹟に至りては必ず事實たるは疑ふ可からず、久頼の畫像贊は天陰語錄に記載さる、此贊辭によりて得たる史料は久頼が源忠と號せし事、四邸と稱せし事、父兄の讎を討ちし事、諡を祥光寺殿と稱せし事、等の外一旦佛林に入りて禪理を解せしにより還俗の後も心は塵外に超然たりしを覗ふ可きものあり、即ち或時は琴を弾じ歌を咏じて音樂を喜び、或時は香を焚て默座し梅花樹下に詩を賦し、或時は佛堂に入りて參禪する等、俗諦は衣冠佩劍の近江の守護職なれども脱俗の心裏は常に梵宮中に栖む有髮の僧たり、故に京極氏と確執するや自から死に就きて歸るが如し、天陰が生前早了因果債と贊せる者眞文字と稱すべきなり、贊辭左の如し。

佐々木六角祥光寺殿源忠眞贊

字多天皇之後無愧遙々華胄者、賴朝大將之時、所謂佐々木公也、奉使向洛陽城、其他揖

原度駿馬於宇治河高叫萬騎先陣、承詔守近江國、想彼秀里斬大蛇於勢多橋、同稱一世英雄、不辱先烈者、夫吾源忠乎、嚼齒討父兄之讎、山川復舊、嘗膽雪臣民之耻、草木靡風、到處得六角稱呼、霖雨思賢佐、累代襲四郎官爵、山河誓始終、或時彈琴詠歌、奏乾闥婆王音樂、或時焚香默座、現維摩居士神通、梅花樹下有髮之僧、學詩跳出豫章窠窟、芭蕉葉上斷腸之雨、參禪入得勝定室中、衣冠劍珮、外雖現俗諦、竹樓蒲團、心常栖梵宮、是故了知生死、如遊園觀放、下身心似處虛空、生前早了因果債、福祿必在子孫躬、五色祥光、今亦古氣佳哉、爵々葱々。

第十三節 久頼の菩提寺祥光寺は高島郡に在り

久頼の菩提を吊ふ爲に建てし祥光寺は高島郡内に在り、然れ共今其所在を審にせず、蔭涼軒日録延徳三年八月九日の條に江州高島郡内祥光寺同寺領末庵洞雲庵云々、とあり、又久頼の息高頼が高島の朽木氏に宛て、祥光寺洞雲庵以下を妨害する者の制止を令し、當寺事先祖菩提所に候間自餘に混すべからず、別して入魂ある可しと云ふ者父の菩提寺たる斷案たり。

四八四 朽木文書 内閣文庫所藏

祥光寺洞雲庵以下事、有押妨之族、由候曲事候、及異儀者被相副御人數、所務等之儀、栖芳院代江被申付候者可爲祝着候、如御存知當寺事、先祖菩提所候間不可混自餘候、別而可有御入魂候、恐々謹言、

十二月十三日

高

頼 花押

朽

木殿

進之候

第十六章 佐々木政堯

佐々木政堯は時綱の子なり、一に政高の字を使用せらる、康正二年十月二日久頼自殺の後、其子壽龜丸高頼幼年なるを以て政堯家事を攝せり、長兄持綱の子政信在れども未だ丁年に達せざるにや、反逆人時綱の子政堯代つて六角宗家の事を攝す、長祿二年以來申次記に、國持衆佐々木四郎政高と見ゆる者即ち政堯なり。

第一節 三會院領の押妨

長祿二年京都三會院領の近江に在りし地を押妨す、院の訴により幕府は奉行飯尾美

濃入道をして押妨制止を政堯に執達せしむ。

隆涼軒日録

長祿二年二月十二日、三會院領就江州守護違亂有申狀、召飯尾美濃入道遣之被仰出于守護也。

第二節 佐々木香庄の事につき命を受く

香庄は安土村大字香庄にして佐々木莊内に在り依て佐々木香庄といふ、佛前燒香料として某寺に寄附せられ香庄の地名を生せしものならん、長祿二年十二月十一日將軍義政此地を京都南禪寺中東禪院に寄附す、二十七日管領細川勝元政堯に令し香庄を同院の雜掌に沙汰し渡すべきを命じたり。莊圖志 參照

第三節 佐々木越中守持高跡の所分につ

き命を受く

佐々木越中守持高は高島佐々木越中家にして高兼の子なり、高兼の時同郡新庄の地頭職たりしが永享三年九月足利義教同職を一色持信に與へたり、然るに持信は越中

家の舊縁地たるにより越中守持高を代官職とせり、持高請文を出して其職に在りしが後地頭職の年貢米を未納したり、康正二年十二月持信の子千福丸之を幕府に訴へ持高の代官を止め直務とせん事を請へり、當時幕府が處置の史料欲け長祿三年三月十二日に至りて同問題につき將軍義政は持高跡を一色千福丸に全領せしめ、四月十日奉行は之を政堯に令して沙汰せしめたり。

四八五 京都勸修寺文書

袖 判……(足利義政)

近江國高島郡佐々木越中守持高跡事、所宛行一色千福丸也、早守先例一圓可致其沙汰之狀如件。

長祿三年三月十二日

四八六 同上文書

近江國高島郡佐々木越中守持高跡事、早任御判之旨、一圓可被沙汰付一色千福丸代之由、所被仰下也、仍執達如件。

長祿三年四月十日

下野前司 布施氏

沙 彌 飯尾美濃入道

佐々木四郎殿

第四節

妙心寺塔中龍雲寺領の事につき
命を受く

伊香郡黒田保、古橋郷石作郷等は長祿二年足利義教が京都妙心寺塔中龍雲寺の寺領に寄附したり、六月九日管領細川勝元は佐々木政堯に令し其地を寺家雜掌に渡すべきを沙汰せり

四八七 京都妙心寺文書

近江國黒田保、古橋郷、石作郷等事、早任御判之旨可被沙汰付龍雲寺雜掌之由所被仰下也、仍執達如件。

長祿二年六月九日

佐々木四郎殿

右京太夫 在判

第五節

臨川寺領の違亂につき命を受く

長祿二年四月七日足利義政は鯉江筑後守高眞の舊領たりし愛知郡鯉江庄の所職名田

九月九日

佐々木



(佐々木政堯華押)

并に押立保内に在る散在地を山城國嵯峨の臨川寺に寄附す蓋し伊勢の梅戸大井田
兩所の替地なり、同月二十六日管領細川勝元は佐々木龜壽高に令して其地を寺家に
沙汰せしめたり高頼の條参照然るに其後其地及び神崎郡柿御園中郷以下の寺節にも妨害を
加ふる者在り、翌年四月十九日幕府奉行人は政堯に令し妨害人を退け寺領地を寺家
雜掌に沙汰付すべきを執達せり。

四八八 山城國臨川寺文書

臨川寺雜掌申、近江國押立保黒柄郷内田島、同國神崎郡柿御園中郷惣追捕使職、同林
田屋敷田畠林等并法華院分散在田島以下事、爲鯨江筑後守高真跡御寄附之處方々
及違亂云々、太無謂、早退押妨之族可被沙汰付寺家雜掌之由、所被仰下也、仍執達如件。

長祿三年四月十九日

加賀守(判)
肥前守(判)

佐々木四郎殿

同年七月六日義政は此寺領地に段錢以下臨時課役并に守護役等の免除を沙汰した
り、二十八日勝元は其旨を政堯に達達して堅く守護使の人部を停止したり。

四八九 同上文書

臨川寺領近江國鯉江庄所職名田島同國押立保内所々散在本知行分鯉江後守高置跡段錢臨時課役人夫以下守護役等事所令免除也早爲守護不入之地所全領知之狀如件
長祿三年七月六日

内大臣兼右近衛大將源朝臣 御判

四九〇 同上文書

臨川寺領近江國鯉江庄所職名田島同國押立保内所々散在本知行分鯉江後守高置跡段錢臨時課役人夫以下并守護役等事被免除訖早任今月六日御判之旨所被停止使者入部之由所被仰下也仍執達如件

長祿三年八月廿八日

右京太夫 判

佐々木四郎殿

第六節 飛鳥井家領柏木庄につき命を受く

甲賀郡柏木庄は飛鳥井家領なりしが同庄内に甲賀武士宇田大和守等の所領もありたり長祿四年寛正元年將軍足利義政は大和守等の所領を沒收し之を飛鳥井家に知行せしむ四月二十五日幕府奉行人は政堯に令し其地を飛鳥井家に付せしめたり

四九一 甲賀郡柏木村川島雅直氏文書

飛鳥井家領近江國柏木庄内宇田大和守以下交名在別紙跡事於當庄内彼等知行分者別紙被付家領候畢早任奉書旨可被沙汰付雜掌之由所被仰下候也仍執達如件

長祿四年四月廿五日

沙 彌判
沙 彌判

佐々木四郎殿

第七節 政堯伊庭氏を誅す

長祿四年七月十八日政堯は重臣伊庭某を誅す其所以審ならざれども伊庭氏の聲望強大なるを制せん爲めなるべし

碧山日録

長祿四年七月十八日江洲太守六角某殺其家臣伊庭子伊庭氏は古き佐々木族にして其始め沙々貴山公の裔より出て久しき年代を経て一族繁茂す元弘建武の頃二三家の伊庭家并立して佐々木氏部下に雄を振ひたり彌五郎六郎左衛門等有勢なり政堯の誅せしはその何れの伊庭氏なりや審ならず此年閏

九月島山義就征討の命佐々木氏に下りし時伊庭氏陣代として出陣せし事長祿四年記に見ゆれば當時も伊庭氏の數家に分れしを知るべし。軍事志 参照

第八節 政堯執政を止めらる

十八日伊庭氏を殺せし政堯は二十八日將軍義政に謁せんとす。義政は政堯が無幸の臣伊庭氏を殺せしを怒り伊勢氏をして謁を斥けしむ。政堯走りて京北大原に至り髪を剃りて僧となれり。二十九日義政政堯の執政を罷め久頼の子龜壽丸高をして家督と定め之を引見せり。

磐山日録

長祿四年七月廿八日、六角某謁於大相公、伊勢某以公命斥其謁、蓋無幸以殺其家臣伊庭子也、乃與其騎從出奔於叡岳之西麓、小原里、遂入僧舍剃髮成僧也。廿九日の條高頼の條に引用す 佐々木氏執政としての政堯は此日を以て終りとす。

第九節 應仁亂と政堯

將軍義政の怒に觸れ大原に奔り僧となりし政堯は應仁元年五月山名宗全細川勝元

の對陣に序幕を開きし應仁文明亂勃發するや、佐々木六角氏の西軍山名に黨せるに反し東軍細川に應じてその不平を發表し龜壽丸高及び政信等と對抗し、同年冬より戰爭は地方に飛火して分國の亂と變し十月十七日馬淵の戰を初とし爾後左記幾戰を経たり。

- 應仁元年十月十七日 馬淵合戰
- 同 年十二月十三日 高野瀬城の戰
- 應仁二年四月一日 觀音寺城の戰
- 同 年同月十三日 小佐治南山の戰
- 同 月二十六日 長光寺城の戰
- 同 年十月末より十一月に至る 觀音寺城の戰
- 月日不詳 垣見の戰
- 同 年十一月十日 守山城の戰
- 文明三年正月 慈恩寺の戰
- 同 年十一月十二日 清水鼻の戰に敗死

以上の合戰に政堯は京極持清と連絡せしあり、又獨立せしあり、戰況軍事志に詳なり。

第十節 朽木郷の半濟と駒口等を朽木貞高に預く

一旦佐々木六角宗家の執政を罷められし政堯は應仁元年戰亂開始の後細川勝元の黨に屬し勢力を恢復せしが、文明二年正月高島郡朽木郷領家半濟分と駒口等を朽木貞高に預け先例により沙汰すべきを命じれり。

四九二 朽木文書 内閣文庫所藏

近江國高島郡朽木郷領家半濟並駒口等事、所預置朽木信濃守貞高也、者守先例可有知行狀如件。

文明二年正月廿六日

花 押……(政堯)

第十一節 政堯の戦死

文明三年六月足利義政は政堯に命じて高頼及山内政綱等を征伐せしむ、政堯與黨の將士を集め清水城蒲生、神崎の郡界其作山を築きて根據とす、十一月高頼の軍美濃の齋藤氏の援を得て清水城を包圍攻撃す、政堯支ふる能はず城に火して自殺す、從死するもの多し、清

水域は後に箕作城と稱す、軍事志参照證して大禪寺殿祥山隣公大居士と號す。

第十七章 佐々木政信

佐々木政信は兵部大輔持綱の子なり、應仁記應仁別記等には雅延の借字を用ふ、政信を正字とす、政は足利義政の片諱を與へられしにて、佐々木六角氏の家督を爭ふ權利者なり、文安二年正月父持綱が弟時綱の爲に自殺せし時年猶幼なるを以て叔父久頼還俗して佐々木氏の家督となれり、既にして久頼又憤死す、政信猶未丁年なりし故にや父仇時綱の子政堯佐々木氏に執政たり、長祿四年七月政堯重臣伊庭氏を殺せし罪により執政を止められし後、政信其後を襲ひて宗家の事を執ること、なれり。

第一節 勝智院の茶毗に列す

勝智院性壽尼は將軍足利義政の母なり、從一位に叙せらる、寛正四年八月病歿す、十一日等持院に葬り、茶毘す、佐々木四郎政信龜壽丸高頼に代りて會葬せり。

隆涼軒日録 寛正四年

八月十一日、勝智院殿從一位萬山大禪定尼、諱性壽、寅刻喪輿入等持院、蓋從間道赴者、

避北野唐邊云々(中略)

葬列列名

京極、佐々木四郎、(下畧)

第二節 糺河原の申樂と政信

寛正五年四月春松院法印善盛勸進申樂を京都糺河原に張り觀世太夫又三郎音阿彌等をして演せしむ將軍義政行て之を見る幕府奉行人以下隨伴せし中に佐々木大原成信あり又御相伴衆中に佐々木京極持清ありて義政着到以前臨場す佐々木六角政信は隨伴中には其名を列せざるも棧敷次第中に美濃の土岐氏の次に六角とありて二間の棧敷を占めたり。

糺河原勸進猿樂日記

慈照院殿御時 寛正五年甲申四月

多田須河原勸進申樂 觀世太夫又三郎卅六歳音阿彌六十七歳勸進聖法印善盛九十八歳一公方様……御成未頭……

御供衆兩番悉次第不同 畠山宮内大輔殿細川民部少輔殿山名宮内少輔殿一色

五郎殿細川淡路守殿畠山播磨守殿細川兵部大輔殿上野民部大輔殿畠山中務少輔殿武田治部少輔殿赤松刑部少輔殿伊勢守殿伊勢備中守殿伊勢兵庫助殿千阿吉阿以上一上様……御輿也。上様御供次第不同。小笠原又六佐々木大原太夫判官長井因幡守千秋刑部少輔朝日近江守小早川備後守結城勘解由左衛門三上三郎堀和左京亮伊勢左京亮。

一御相伴衆管領細川古京太夫殿 畠山殿尾張守殿 治部太輔殿義康 山名殿右衛門督 細川讃岐守殿成之 畠山左衛門佐殿義宗 一色左京大夫殿義直 佐々木大膳太夫京極 各御成以前ヨリ御棧敷御門ニ御伺公。

御成有而則能始。以觀世四郎勢州貴殿へ伺申猿樂衆悉黃ノ上下ヲ着也。初日五日相生狂三ノ丸長者 八島サルレビキ 三井寺カクレミノ 邯鄲音阿彌 源氏供養懐中 丹後物狂八幡之前 鶴飼音以上七番……

一河原橋御警固 所司代多賀豐後守高忠
一能果テ則還御成頭

御棧敷之次第

御棧敷七間南向東 三間神つきの東 三間神棧敷西 中一間御喝食 二間神棧敷の西上様の御次のしぶき 二間日野殿

神さじきの東のしぶき 二間 同 梶井殿 二間 同 聖護院殿 三間 同 管領 二間 同 寶院殿 三間 同 取つき 二間
 青蓮院殿 二間 同 高山左衛門佐殿 二間 同 善法寺 三間 同 治部大輔殿 二間 同 細川讚岐守殿 二間 同 山名殿 二間 同 細川兵部大輔殿
 大衆院殿 二間 同 二間 同 細川民部少輔殿 二間 同 山名兵部少輔殿 二間 同 細川刑部少輔殿 二間 同 細川淡路守殿
 二間 同 名相摸守殿 一間 同 細川下野守殿 二間 同 土岐殿 二間 同 六角 一間 同 民部刑部法眼胤祐 一間 同 色殿 一間 同 細川淡路守殿
 二間 同 京極侍所 一間 同 伊勢守 一間 同 赤松刑部少輔 一間 同 赤松次郎法師 一間 同 勤進聖 以上六
 屋入口警固侍所公文役也、一間 同 十三間也のしぶきの分は已上御簾、こまる有取つきの分は悉葦簾也、公方様御
 棧敷計上下堅板壁也、御棧敷ハ藁簾掛也。

第三節 重辨の蓮花を將軍義政に獻す

長祿四年六月將軍義政政信に令し重辨の蓮花を需む、政信之を山中大和守高俊に移命して探らしむ、高俊は六郎左衛門尉と稱し甲賀武士なり、高俊命を奉じ奔走數莖を獲たり即ち之を政信に送る、八日政信書を寄せて其盡力を謝し直に之を義政邸に寄送す、然るに將軍邸に移されし蓮莖開花せざりしにより義政再び同蓮を需めたり、二十七日政信更に大和守高俊に移命し開花すべき強壯なる蓮莖を送らしむ、高俊命を奉ず既にして京園移植の蓮莖は八月に至りて開花す、義政相國寺の僧を招き其奇を

賞覽せしむ。

四九三 甲賀郡水口町山中恒三郎氏文書

千葉蓮華事、申下候處數莖到來候、祝着候、殊於國奔走之由申候、悅入候、委細者池田十郎左衛門尉可申候、恐々謹言。

六月八日

政 信 (花挿)

山中大和守殿

四九四 同上文書

千葉之蓮子之事、重て被仰出候、以前到來候者不咲候間、花を被御覽度候、由候、早速堀取被上候へば喜入候、謹言。

六月廿九日

政 信 (書押)

山中大和守殿



(押華信政木々佐)

八月七日昨日以譽阿被仰出、又今日語話之次被仰出也。

千葉蓮華自江州獻之、其葉華重疊、雖爲寄不結實之由被仰出也、又曰此蓮者無種子被仰也、有種子則世界可充滿也、無種子則又希有供笑語。

第四節 應仁文明亂と政信

應仁文明の戰亂に於ける政信は初め西軍に屬し、後東軍に變じたり、初め西軍に屬したるは父仇なる政堯が京極持清の招により東軍に加はりしに對抗したるものなり、元來政信は山内政綱が龜壽高賴を擁して六角宗家の權を弄するに及び意漸く平ならざりしが、應仁の亂起りて政堯夙に東軍に屬したれば、政信は宗家に對し不平ありとはいへ、仇家の子なる政堯と進退を共にするを屑とせず、高賴政綱等と共に西軍に屬したり、然るに文明三年政堯清水城敗死の後、心裡の不平は政綱等と終始するを容さず、決然去て東軍に屬するに至れり、蓋し是れ持清が陰に六角氏を牽制する策と合したるが如し、文明二年持清死し京極氏も兩派に分れ、高瀆を擁する政經(高政)の一派は政信と結び政光の一派は高賴を擁する政綱と相結び分族更に兩黨の争となれり。

軍事志
参照

第五節 高島安壽名の地を朽木貞高に與ふ

應仁元年七月政信は高島郡安壽名の地を朽木信濃守貞高に與へ知行せしむ、之れ應仁亂の破裂により朽木氏を西軍黨たらしめんとする恩賞なるべし。

四九五 朽木文書 内閣文庫所藏

高島郡安壽名之事、爲得分所宛行也、早任先例可有知行之狀、如件。

應仁元年七月十九日

政 信 花押

朽木信濃守殿

第十八章 佐々木高賴

佐々木高賴は久賴の子なり、幼名龜壽丸と稱す、誕生の年月詳ならず、蓋し父久賴晩年の子なりしが如し、久賴は康正二年十月卒去したれば、其後の佐々木六角宗家は四郎政堯家事を攝し、後ち山内政綱代りて高賴を輔佐し、應仁の亂初猶其の後見の下に在りたり、史料を按ずるに文明三年九月高賴は猶龜壽丸と稱したり、昔御内書案
朽木文書而して四年

正月には六角四郎と見ゆ大乗院 康正三年長祿元年より文明三年迄は十五年なれば文三明年の冬若くば四年正月に加冠し四郎と稱したるを推知すべし、されば應仁文明の亂初には高頼猶一青年にして守護家の全荷は山内政綱伊庭貞隆等周圍の保護者によりて左右されたり、就中政綱最も優勢なり、高頼が長享延徳二回に亘り將軍二代の親征を受けしは延暦寺領以下莊園冒占の問罪による事なるが其莊園冒占は畢竟政綱等の所行なれば高頼は保護者の爲に罪名を蒙りしに外ならず、蓋し定綱以來幕府左黨の名家にありながら將軍家と對戦反抗したる事の多きは高頼の一世を以て空前絶後とすべし、是れ一面には幕府の衰微を證するものと見るべし。

高頼は元服後即ち文明四年に於て名を行高と稱したり、其年序の條に至りて詳説すべし。

第一節 高頼鯉江氏闕所の事に就き命を受く

長祿二年四月七日將軍義政は鯉江安藝入道の舊領地を攝津掃部頭の親父に與へたり、二十日管領細川勝元は遵行狀を高頼に與へて掃部頭親父の代人に其地を渡すべ

きを命じたり。

四九六 古 証 文

近江國鯉江安藝入道跡事、早任去七日御判之旨可被沙汰付攝津掃部頭之親代、由所被仰下也、仍執達如件。

長祿二年四月二十日

右京太夫 花押

佐々木龜壽殿

第二節 鯉江庄及び押立保の臨川寺寄附につき命を受く

長祿二年四月七日將軍足利義教は愛知郡鯉江庄内の田島と同郡押立保内に散在する鯉江高眞の舊領地とを嵯峨の臨川寺に寄附し、佐々木高頼に命じ其の地を臨川寺の雜掌に渡すべきを令したり、同月二十六日管領細川勝元旨を高頼に遵行す。

四九七 山城國臨川寺文書

近江國鯉江庄所職名田島、同國押立保内所所散在本知行鯉江筑後守高眞跡事、早任去七日御寄附狀旨可被沙汰付臨川寺雜掌之由所被仰下也、仍執達如件。

長祿二年四月廿六日

右京太夫 花押

佐々木龜壽丸殿

第三節 冷泉家の小野庄につき命を受く

小野庄は坂田郡なり今は鳥居本村の大字に小野の名を存すれども古への小野庄は鳥居本村より入江村の一部に亘りし地なり此地は皇室御領吉富庄内に屬せしが後鳥羽上皇の時和歌所の所領に宛てられたり藤原定家以後冷泉家代々其領家職となりし故地なるが將軍足利義政の時一旦其職を沒收したり冷泉政爲は由緒を述べて嘆訴せしにや長祿二年五月六日義政これを政爲に還付せり十九日管領細川勝元は遵行狀を高頼に與へ小野庄領家職と半濟分の半額の所得とを政爲に渡すべきを命じたり。

四九八 冷泉家譜

近江國小野庄領家職并半濟内半分等事早任今月六日還補御判之旨可被沙汰付冷泉侍從政爲雜掌由所被仰下也仍執達如件。

長祿二年五月十九日

右京太夫 花押

佐々木龜壽殿

第四節 高頼家督を受け將軍義政に謁す

長祿四年改元寛正元年七月將軍義政は佐々木政堯の佐々木六角宗家の執政を罷め久頼の遺子龜壽丸高頼をして家督を嗣がしめたり二十九日龜壽丸將軍に拜謁す。

碧山日録

長祿四年七月廿九日癸卯。

大相公命故六角□□之子龜壽爲家嗣是日拜謁相公也前年知私讎之不可報不勝憤恨自割其腹死龜壽爲孤逃難於外邑此舉屬保身耳時君子曰龜子克守已待時美矣哉。
久頼憤死の條参照

第五節 酒人郷年貢未進に就き命を受く

甲賀郡酒人郷柏木村は京都西芳寺領となりし地なり然るに長祿年間伴帶刀及び一味の者共謀し寺領米を未進す寺の雜掌は之を幕府に訴ふ幕府命を下して之を制止すれども帶刀等容易に應せざりき長祿四年八月十二日幕府は更に高頼に命し帶刀等

に嚴命し不日未進米を完納せしめ西芳寺よりの請取證を執り進すべきを命じたり。

四九九 甲賀郡水口町山中恒三郎氏文書

西芳寺雜掌申。

近江國酒人郷年貢事伴帶刀並同意之輩交名乍令件下地任雅意每度被沙汰條罪科難逃者哉所詮至年年未進分者不日令皆濟之於心得者可被執進寺宛請取若尙有緩急之義者速可被追拂領中之由被仰出候也仍執達如件。

長祿四八月十二日

玄 良 在判

貞 基 在判

佐々木龜壽殿

第六節 寶勝院の松を室町第に移植す

寶勝院は京都三十三間堂附近に在りし最勝光院の塔中なり同院前に松あり長祿四年十一月高頼將軍足利義政の命により其松を同院に所望せり十三日高頼は伊庭新左衛門後藤正賢を使者として同院に遣はせしに寺僧は將軍の希望は院の大慶なりと快諾し高頼若くば其代山内政綱の來院あるべきを豫想し酒肴を準備し且つ其夜

より二人宛の番人を付け松樹を護衛せしむ而して松は十八日室町邸に移植されたり按ずるに去年義政室町の新亭就り移徙したれば此松は其の庭園に移植せられしものならん。

五〇〇 最勝光院引付 長祿四年

十一月十三日 (連署除之)

一 寶勝院前之松之事既六角殿被仰出可被引由(伊庭)射場新左衛門(後)五藤正賢兩人來一兩日間可引由寺家へ案内中間存知由返答此子細披露之處爲公方被引事先以大慶仍六角殿山内定可有來臨歟然者柳三荷折二合用意於寶勝院御坊可有其沙汰由評議畢。

同十四日 (連署除之)

一 寶勝院前之松門指令申付可被守由評議畢仍十三日乙市十四日四郎十五日仲助五申付畢各十文宛酒直可給由衆議畢。

同十八日 (連署除之)

一 寶勝院前松昨日被引由披露畢。

第七節 竹生島領課役免除に就き命を受く

康正二年十二月二十一日將軍義政は竹生島領に臨時課役段錢人夫及び守護役等の賦課を免除せり同日管領細川持之は同事につき守護高頼に遵行狀を下し守護使の同寺領に入るを停止せしめたり。

五〇一 竹生島曾嚴寺文書

近江國竹生島雜掌申同國散在名田島諸公事臨時課役段錢人夫守護役等事早任度度支證之旨被免除訖一切可被停止使者之入部之由所被仰下也仍執達如件。

康正二年十二月廿一日

右京太夫 (花押) … (細川持之)

佐々木龜壽殿

(上書) 足利義政御教書

寛正五年伊勢神宮外宮の役夫工米を近江國に課せられし時竹生島領早崎村淺井郡は先年免除の例を以て更に免除あらんを幕府に訴へたり二月卅日奉行飯尾元連同之種攝津之親は連署の狀を高頼に與へ先例調査の間其の催促を停止すべきを命じたり三月二日幸信隨應の二人は更に伊庭六郎同駿河守に宛て、徵收停止の令を傳へ

たり。

五〇二 同上文書

竹生嶋領近江國早崎村、外宮役夫工米事先日免除云々、糺明之間先可被止催促之由候也仍執達如件。

寛正五

二月卅日

元 連 (花押)
之 種 (花押)
之 親 (花押)

佐々木龜壽殿

五〇三 同上文書

竹生島領早崎村役夫工米事先可被止催促之由候也仍執達如件。

寛正五年三月二日

幸 信 (花押)
隨 應 (花押)

伊庭六郎殿

同駿河守殿

第八節 横關商人と保内商人の争に就き命を受く

命を受く

寛正四年閏六月横關商人鏡山村大字西横關馬淵村大字東横關と保内商人中野村及玉緒村の一部に於て吳服座を争論せり、

横關保内共に延曆寺領なれども横關は根本中堂所領にして保内は東谷の所領に歸し、同じ山門領にありながら其支配を別にす故に兩商人の争は山門に於ても自然黨派を生じ、爲に其争論は容易に解決せず年を重ねて相争ひ幕府の奉行人も殆ど其處置に苦めり、即ち同五年七月十三日幕府の奉行布施貞基飯尾之種は連署して高頼に令し保内商人（河内川商）の主張を否認し之を破棄すべきを命じたり、是れ根本中堂の強訴によりて發せしものなり、然るに保内商人の保護派なる山門東谷の衆徒は九月二日山上に會議を開き横關派なる根本中堂派の決議に反抗し横關商人の好訴たるを主張し以て幕府に抗議せり、是に於て十一月十二日布施飯尾の兩奉行人は又高頼に令し七月十三日の命令取消を執達せり。（商業志横關商人の條參照）

第九節 義政男を擧ぐ高頼山内政綱をし

て拜賀に列せしむ

正六年七月二十日將軍義政の妾茶阿男子を擧ぐ、二十二日御禮拜賀の式を行ふ高頼は守護代佐々木山内政綱をして代り列せしむ。

親元日記

寛正六年七月廿日若君様御誕生。（子刻亥歟 御袋茶阿）

廿二日若君様御誕生御禮拜賀……六角代佐々木宮内大輔政綱

第十節 將軍義政高頼の邸に臨む

寛正六年十月十九日將軍足利義政佐々木氏の京邸に入る、是れ六角東洞院の邸なり、時に高頼猶幼なるを以て守護代山内宮内大輔政綱代つて饗事を掌れり。

親元日記

寛正六年十月十九日江州守護（佐々木龜壽同 代宮内大輔）御成。

第十一節 高頼院飯を饗す

寛正七年（文正元年）正月高頼は佐々木氏の舊例により三日院飯を將軍義政に饗したり、院飯は現時の新年宴會なり。

齋藤親基日記

寛正七年丙戌（有改元文正 二月廿八日）

正月

一日 管領院飯（島山 政長）奉行 兵大、貞有、元連

二日 土岐

三日 六角

第十二節 將軍義政の伊勢參宮と高賴の草津驛饗應

文正元年三月將軍義政伊勢神宮に參拜せんとし十七日京を發し同日草津を経て水口に宿せり是より先き佐々木兩家は兩驛饗應の事を承り高賴は草津驛に於ける晝餐の饗事を京極持清は水口驛宿陣の待遇を分掌して各其事を勤めたり。

齋藤親基日記

文正元年三月十七日御參宮

一兩佐々木爲御儲御前下向。

十七日 晝御儲 草津

六角 龜壽

御宿 湊口水口 京極

第十三節 分國の兵を京都に召さる

文正元年將軍の繼嗣義視と義尚の黨争より斯波、畠山、細川、山名等の宿將黨を樹て、

勢力を競ひ風雲將に急ならんとす、八月四日義政は諸國の兵を召す佐々木氏も六角京極兩家共に召集せられたり、按ずるに六角氏は高賴猶幼なれば山内政綱陣代として上京せしならん。

大乗院日記目錄

寛正七年丙戌文正元也。

八月四日前殿下御下向南都、京都物念故也。

畠山政長、山名細川斯波、京極、六角以下諸大名、分國軍務召上、京中珍事云々、自去月事也、近日口可出來云々、不知子細云々。

第十四節 後土御門天皇の大會と佐々木氏の獻物

文正元年十一月後土御門天皇即位の大典を擧げさせ給ふ諸國の守護は其費を獻す、三日高賴は美濃守護と岐成賴と同しく面付万疋、上綾六十三丈、代金三十貫文を獻納すべき沙汰を受けたり、佐々木氏への取扱奉行は飯尾新左衛門なり。

齋藤親基日記

大嘗會面付并錦綾代沙汰分文正元
十一三

齋民
土岐美濃守成頼 面付万疋
飯新左 上頼六十三丈代三十貫文
佐々木龜壽 同前

第十五節

日吉社領牧庄の綺により山門の
抗議を受く

小神牧は岡山村の大字牧なり此地は始め皇室御領にして後ち日吉の神領となりし
所なり應仁元年守護家の武士は預物と稱して横妨を加へんとす庄司之を延暦寺に
報す七月十八日飯室谷執行代觀慶は衆徒の決議を代表して神領違亂の制止を高頼
に申送りたり。莊園志
參照

第十六節 高頼の初名は行高か

佐々木系圖高頼の條に初名行高とは記せざれども文明三四年の間に元服せし龜壽
丸は初名を行高と稱したりしが如し東寺執行日記所收文明五年九月十八日延暦寺
三院列參宛文書に佐々木六角方四郎狀案文と題し而して本文に行高の署名あり。
軍事志文明五
年の條參照 又同年十月三日足利義政が京極政高經に與へし文書にも佐々木四郎行高云々

とあり。佐々木
文書 其他記年なきもの二三通存在す而して高頼と署名せし文書は文明十五
年頃より見へ來りその以前に見へず故に本編には行高を以て高頼の初名と斷し置
く。



(押華高行木々佐)

(押華頼高木々佐)

第十七節 高頼と政勝

行高は高頼の初名なりとして茲に更に一人の權威者あり名を政勝といふ應仁の亂初より西軍に屬せし行動は軍事志に記せり其史料は僅かに左の四通に過ぎず。

應仁元年十一月四日

岩根郷半濟給恩

山中文書

文明元年十月十四日

麻生庄の給恩

木村文書

文明二年正月十九日

柚庄の給恩

同上文書

同年二月十五日

觀音寺合戰感狀

杉山文書

以上何れも軍事關係文書なれば軍事志其年の各條に全文を記せり文體を通覽するに一二三は何れも甲賀武士に給恩地を與へたるものにて四は部下の戰死を嘆惜して死者の弟に與へし感狀なり何れも主將たる權威者なるを知る特に文明二年二月十五日觀音寺合戰杉山藤五郎戰死の感狀に添へし臣信慶の悼狀中に、

御屋形様御志うしやう無申計候能々旁々可申由候以御書被仰候。

云云と見へて政勝御屋形様と稱し御書と尊稱するに見るも佐々木六角氏の當主ならざる可からず然れ共佐々木系圖其名を注記せず花押を檢するに行高と高頼は殆

古證文

佐々木政勝筆押

文明二年正月十九日

應仁元年十一月四日
山中文書

と同形なるに政勝に至りては相異して其形蟬の羽を除きたる容に似たり花押按ず
るに政勝は將軍義政の片諱なるべきは山内政綱京極政高の例に照して推知すべし、
又年代より推歩すれば政勝の史料は前記應仁元年より文明二年以後に下らす、而し
て文明五年に至りて行高の權威者代りて出て來る、されば龜壽丸は應仁元年主服し
て政勝と稱し文明三年以後に行高と改名し後更に高頼と改名したると速斷されざ
るにあらねど應仁より文明初年頃には高頼猶龜壽丸の名を以て文書記録に見ゆ山
日錄大乗れば未だ政勝が高頼最初の名たりと斷し難し、されば政勝は高頼の初名に非
院雜事記ず、寧ろ執權山内政綱の前名に擬するに政綱の史料は文明元年八月より顯はれ來り
一人兩名を許さず、政勝の研究は次第に迷宮に入りて何人なるを確知し難し、然れ共
應仁亂初より文明二三年迄の間高頼に代るべき六角家の主將たる資格を有せる權
威者たるは鐵案とすべし。

第十八節 馬淵庄下司名の地を黒川與四郎
に給す

應仁二年十一月甲賀武士黒川與四郎は馬淵庄内下司名の地を給分として與へられ

たり。

五〇四 甲賀郡鮎川村黒川貞次郎氏文書

馬淵下司職事爲給分被仰付候上者可被致直務候由也仍執達如件

應仁貳年十一月朔日

久 政 花押
尊 頼 花押

黒川與四郎殿

然るに馬淵氏の族に九郎なる者ありて文明二年與四郎の給地に違亂をなす三年閏八月久政尊頼は連署狀を發して九郎の押妨を制止せり。

五〇五 同氏文書

馬淵内下司名事黒川與四郎爲給分被仰付之處去年違亂云々太無謂所詮與四郎可爲直務之旨被仰付之上者其旨を以て被存知尙以不可有違亂候也仍執達如件

文明三年後八月廿日

久 政
尊 頼

馬淵九郎殿

馬淵村大字馬淵に現在下司の小字名あり黒川氏の給地は此所か。

久政尊頼其何人なるやを詳にせず佐々木政堯の執務者なるかと思はれざるにあらざるも栗太郡の佐野文書に文明三年十二月十九日付のものありて同じく久政尊頼の連署なり政堯は三年十一月に清水城に戦死したるにその以後に猶同名連署を爲すに考ふれば高頼の執政者と見るべきにより本章に收む。

第十九節 土山の課役を黒川與四郎に給す

應仁三年四月高頼は甲賀郡土山驛より納むる課役を黒川與四郎に給し知行せしめたり。

五〇六 甲賀郡鮎川村黒川貞次郎文書

甲賀郡土山課役事爲給分被仰付上者可被致知行由也仍執達如件

應仁參年卯月廿八日

久 政 花押
尊 頼 花押

黒川與四郎殿

第二十節 栗太郡餉圖の地を佐野新九郎に知行せしむ

文明三年十二月高頼は栗太郡餉圖内延久名の地を佐野新九郎に知行せしむ蓋し此

地は從來佐野氏に由緒ありし地なり。

五〇七 佐野文書

栗太郡餉圖内延久名事、任由緒旨可被全知行由也、仍執達如件。

文明三年十二月十九日

久 政 花押
尊 頼 花押

佐野新九郎殿

第二十一節 行高望月彌次郎の給恩地麻生庄の替地を沙汰す

文明元年十月麻生庄を給恩として望月彌次郎に與へしは佐々木政勝なり軍事志 然るに其地は當時將軍家の料所として奉行入伊勢氏の代官所たれば幕府は佐々木氏に令し望月の所務を停止せしめたり佐々木氏にては政勝ならで行高其の事情を望月に傳へ高島郡内にて替地を與ふ可きを條件として麻生庄の給恩を取消たり八月二十日とあり紀年を缺く文明二年なるべし政勝隠れて行高出つ同人異名の疑問なきにあらず。

五〇八 安土村宮津共有文書

麻生庄事先日申遣候、仍而爲御料所伊勢守御代官事候、菟角申候ハ、不可然候由重而自京都申下候、以前如申遣候、高嶋郡内可然在所此替地ニ可申付候、先以無子細候者渡候者可爲祝着候、爲其以永田右京亮申候、巨細伊庭可申候恐謹言。

八月廿二日

行 高 花押

望月彌次郎殿

第二十二節 足利義政行高の投歸せざるを憤る

佐々木行高は應仁文明の亂時に於て一旦將軍義政黨軍東に投歸すべきを申送りしに、より義政は内書を與へて其來歸を待ちしに爾後遂に其事なかりしかば文明五年十月内書を京極政高に與へ近江の敵黨退治を命じ、更に今後設令行高投歸するも許容せざるを言明せり。

五〇九 周防國吉敷郡佐々木寅介氏文書

江州敵退治事、不日令入國可抽忠節、次佐々木四郎行高可參御方之旨、以前申入候間、遣内書之處、于今無其儀之上者、於以後雖致懇望、不可許容、此趣申聞國人等可廻計略。

候也。

十月三日
(文明五年)

佐々木治部少輔とのへ

御 判 (慈照院殿様)

第二十三節 山門領冒占につき分疏す

文明五年九月延暦寺三院の衆徒は行高が近江國內の同寺領を冒占するを幕府に訴へたれば幕府は旨を行高に傳へ其非行を糾す、九月十八日行高分疏狀を三院衆徒の使節に送り寺領冒占せざるを言明せり。軍事志文明五年の條参照

第二十四節 佐治今村が大原口の戦傷を慰問す

某年四月十三日佐治今村氏は甲賀大原口の合戦に戦傷を負へり、十八日行高其軍功を賞し併せて慰問の狀を送りたり。軍事志参照

第二十五節 應仁文明の亂に於ける軍事行動

應仁元年より文明九年迄前後十一年に亘りし所謂應仁亂中高頼は西軍(山名黨)に屬して終始せり、其行動は軍事志に詳記せり故にこゝには其連戦を表記するに止む。

應仁元年五月二十六七日

大宮口合戦

六月八日

猪熊合戦

七月二十五日

三寶院合戦

八月十三日夜

六角邸焼失

十月三日

相國寺合戦

十月十七日

馬淵合戦

十月十八日

愛知郡高野瀬城の戦

同二年四月一日

觀音寺城合戦

四月十三日

甲賀小佐治合戦

四月廿六日

武佐長光寺城合戦

十一月八日

觀音寺城合戦

同月某日

神崎垣見合戦

十一月十日

野洲守山合戦

文明元年五月

觀音寺城合戦

七月二十五日

愛知押立城合戦

八月上旬

神崎梁瀬合戦

八月十八日

金田金剛寺合戦

連続戦(日不詳)

佐々木慈恩寺合戦

八月二十六日

老蘇石寺合戦

文明二年五月

金田黒橋の戦

同 年冬

八丁原の戦

文明三年正月下旬

佐々木慈恩寺合戦

十一月十二日

清水鼻合戦

文明四年八月十一日

坂田米原合戦

文明七年八月

京極政高と戦ふ(戦場不明)

九月九日

野洲川合戦

十月二十八日

佐々木庄の戦

第二十六節

華頂門跡領の事につき命を受

文明十年十一月華頂門跡院智恩雜掌は近江國內に在る寺領地に代官を入部せしむべきを幕府に訴ふ、十六日幕府の奉行人は守護高頼に令し不日其地を代官に沙汰すべきを命じたり、

五一〇 天津市圓満院文書

花頂門跡雜掌申江州所々目録在別紙事、代官入部云云、不日可被沙汰付之由被仰出候也、仍執達如件、

文明十

英 基 花押

十一月十六日

元 連 花押

佐々木四郎殿

第二十七節

市原庄長壽寺に臨時課役等を免除す

長壽寺は市原村大字池之脇に在り今は一小寺に過ぎざるも佐々木氏全盛の時は祈

禱寺として一山の僧坊薨を並べ住僧衆徒の數も少からざる大利なりき。文明九年四月高頼は同寺衆徒に令し寺領に對しては先年既に段錢課役等を免除せしを更め告げ、其他寺内の檢斷につきても先例に相違なきを安堵したり。寺院志 参照

第二十八節 將軍義政に入朔の禮を爲す

文明十年七月二十九日高頼は八朔の禮として將軍義政に物を獻じたり。高島佐々木朽木貞武も同日物を獻ず。

親元日記

文明十年七月廿九日、六角殿八朔御禮……一佐々木朽木殿貞武八朔御禮。

第二十九節 兵を美濃に出して齋藤利實を

援く

文明十二年春美濃の齋藤妙椿卒し其猶子利國同弟利綱寺社所領の事に就き姪利實と争ひ終に干才を動せり。高頼兵を出して利實を援く利あらず。軍事志 参照

第三十節 將軍義尙因幡堂參籠にき千疋を

獻ず

文明十三年九月二十一日より七日間將軍足利義尙は因幡堂平等寺に參籠せり。二十六日高頼參籠所へ金千疋を贈りて慰問の禮を爲せり。

親元日記

文明十三年九月廿一日、御方御所様因幡堂御參籠御成八時云云

廿六日六角殿より御參籠所へ御禮千疋進上。

(参考) 常徳院殿雜集

九月廿一日より平等寺に七日こもり侍りけるに、道のまがきに萩のなびくを見やりて、心なき賤かかきほのひまにたそ、秋をしらす萩の上風。

第三十一節 延暦寺高頼が寺領を押妨するを訴ふ

應仁文明亂後社會の秩序亂れて幕府の威令も地に墜ちしが、高頼は近江國內に在る

寺社公郷の所領押妨を漸くせり、延暦寺領も其押妨する所となりたれば、文明十四年三月延暦寺衆徒は神輿を奉じて幕府に訴へたり。

甘露寺親長記

文明十四年四月十九日、或人云、昨日横河中堂炎上：：：此事、同去三月比、院々御輿動座、江州守護、押妨山門領、無盡期之間、可進發、可有御合力由訴申云云、爰爲閉籠衆、有喧嘩也、炎上之神慮不輒事也。

第三十二節 近江幕府領を山莊銀閣の料所に宛つる命を受く

足利義政將軍職を其子義尙に譲りて、後山莊を東山に營み、金銀を鏤刻す時、人之を銀閣と稱し、北山の金閣に比す、文明十四年十月幕府は近江國內に在りし將軍家の所領地を是の山莊の料所に宛てたり、幕府の奉行は旨を高頼に傳へ、各莊園の代官に移牒すべきを執達せり、其地は本郡の淺小井、野洲の江邊、富波、神崎の小幡、坂田の朝妻等なりき、淺小井は金田村大字淺小井にして、當時島山氏代官たり。

五一 内閣古文書

(端書) 江州御料所之奉書

近江國所御料所注文在別紙事被成、御山莊方御料所訖、不移時日、各可被沙汰付御代官之由所被仰下也、仍執達如件。

文明十四年十月十日

下野守
對馬守
豐前守

佐々木四郎殿

五二 同上文書

御料所近江國所注文文明十四年十月被對裏了

一小幡郷當郷内、近年押領分注文在之

伊勢八郎

一朝妻

靱井

一朝妻出作

正實

一江邊富波

武田中務大輔入道

一淺小井

島山刑部少輔

以上五ヶ所

第三十三節 文明十五年の年禮及鮒鮓瓜等の進上

文明十五年正月廿一日高頼は將軍義尙に年始の禮に出仕す、又四月十九日には琵琶湖の名産鮒鮓を進上し六月三日には初瓜三籠二十五日には十籠を進上せり、江州瓜は佐々木氏夏季の年例進物なり、

親元日記

文明十五年正月廿一日六角殿四郎高頼年始御禮、
四月十九日六角殿より鮒鮓進上、
六月三日六角殿初瓜三籠進上、御方御所へ御披露之、
廿五日六角殿より江瓜十籠進上、

第三十四節 高頼大膳太夫に任官す

同年六月十三日高頼は大膳太夫に任せらる、十七日御禮として出仕し太刀を進上す、

親元日記

文明十五年六月十四日六角四郎殿高頼官途大膳太夫事、昨日御免之由被仰出之旨、今朝自花園貴殿以□□蒙仰了、召雜掌被申聞之、
十七日六角殿官途御禮御太刀繼吉五千疋、

第三十五節 足利義政の東山殿移住と高頼の祝賀

同年六月前將軍義政東山の新都就る、二十七日戌刻を卜して移住す、高頼時に佐々木庄に在り代人をして其移住を祝し太刀を進す、京極政経は任國出雲に在り又代人をして太刀を進して之を祝す、七月七日高頼の重臣伊庭出羽守も太刀を進上して新都移徙を祝したり、

親元日記

文明十五年六月廿七日東山殿御移徙成時：六角殿大膳太夫高頼江州に在國御太刀助貞千疋、
：京極殿治部少輔經政雲州に在國御太刀正恒三千疋、
七月七日伊庭爲東山殿御移徙御禮進上、御太刀國宗千疋、
七月十日義政を東山殿と稱し、將軍義尙を始めて室町殿と稱す、二十二日高頼其稱號

祝として義政及び義尙に太刀を進上す。

同記

七月二十二日六角殿より御稱號御禮、東山殿へ御太刀包貞御所様へ御太刀未行、同二十九日高頼八朔の祝禮を爲す、同記同日の條に六角殿御禮と見ゆ

第三十六節 高頼鮒鮓を將軍義尙に進す

文明十七年五月二日高頼は鮒鮓を將軍義尙及び前將軍義政等三人に各百尾を進す、同月二十四日伊庭出羽守初瓜三籠を義政に進じたり。

親元日記

文明十七年五月二日、六角殿より鮒鮓三御方各百進上、廿四日伊庭出羽守初瓜大御所様三籠進上。

第三十七節 土一揆蜂起に就き命せらるる旨あり

土一揆は一に徳政一揆ともいひ生活の不安より生ずる下層民の社界的運動なり、文

明十七年七月京畿に土一揆蜂起の風説あり、二十九日幕府は其防止の策を諸國の守護及所司代等に令したり、當時高頼及び其執權者たる山内政綱等にも命せし所ありたり、然れ共其命令の子細は詳ならず。

文明十七年室町家政所覺書

就土一揆蜂起風聞被仰出所々。

一諸家御使之事。

一所司代事。

一江州守護、同宮内大輔并伊庭。

下略

七月二十九日

土一揆蜂起は遂に風説に止まらず八月に入り奈良に馬借一揆起り、九月京都に傳播して土倉酒屋を襲ひたれば細川政元の部下は一揆を東寺に攻めたること長興宿禰記に見ゆ但し近江には傳播なかりしが如し。

第三十八節 義尙の右大將拜賀高頼

同年八月二十八日將軍足利義尚右大將に任す十月二日高頼物を獻じて之を賀す。

親元日記

文明十七年十月二日六角殿より任大將御祝料二千疋到來。爾後一々年を経て翌年七月二十九日義尚は右大將拜賀式な舉ぐ高頼臣山崎新三郎を名代として上洛せしむ。

長興宿禰記

文明十八年^{丙午}七月廿九日^{壬申}晴今日室町殿義尚御拜賀當年二十二歲下略。

隆涼軒日録

文明十八年七月廿七日

山崎新三郎殿爲六角殿名代上洛

將軍一代一度の盛典たる拜賀式には佐々木氏は從來盛粧して帶刀武士に列せし先例なるに高頼是の盛儀に上洛せず又山内政綱伊庭貞隆等をも遣はざりしは應仁亂後近江國內の社寺公卿等の所領を押妨し年を追ふて益々強妨せしにより所々より其制止を幕府に訴出てたれば疵持つ足の進み兼ねさてこそ此の盛儀に山崎新三郎を名代參列せしめしものなり此盛儀不參列は益々幕府の氣色を損じ翌長享元年義

尚の親征を受くる動機を爲せしめたり。

第二十九節 高頼足利義尚の親征を受く

長享元年九月將軍足利義尚は高頼親征の帥を率ゐて近江に入り栗太郡鈎に陣所を建て持久の計を立て、高頼を征伐す之れ高頼が寺社公卿の所領以下幕府勤仕人等の所領をも押妨し幕府幾回の制止にも應せざるによれり幕府が被押妨者の訴を受け制止を加へし狀は隆涼軒日録文明十七年九月十一日の條に三會院領たる栗太郡赤野井野洲郡三宅及十二里等に係る史料あり即ち

三會院領江州赤野井村并三宅十二里守護押領之事以住持狀并目安供臺覽寺奉行諏訪信濃守可成奉書之由可申付之由臺命有之赤野井事御奉書之外伊勢守副狀六角方并伊庭遣之則可然之由自寺家望之相公曰江州押領之地皆不去渡雖然伊勢守以副狀若成就則其旨可傳伊勢守云云即往伊勢守宅傳臺命伊勢守曰爲上意之間調副狀遣之也

義尚が鈎に滯陣し高頼を征伐せし狀は軍事志に詳記したれば之に記せず

第四十節

幕府高頼の本領尾張上門庄を没
收し臨川寺に寄附す

愛知郡押立保内横溝郷は元二階堂山城守政行の家領たりしが一旦京都嵯峨臨川寺に寄附せられたり長享元年將軍足利義尚高頼を親征して近江に出陣し栗太郡鈎に滯陣中政行が舊領の由緒を以て十月二十二日其地を還附し替地として高頼の本領尾張國上門庄三百貫を沒收し之を臨川寺に寄附したり佐々木氏が尾張國を領せしは遠祖信綱承久の戦功により與へられし豊浦庄を文曆二年七月に尾張國長岡庄と交換せられたること吾妻鑑に見ゆ上門庄は其地の内なるや將別地なるや詳ならざれども佐々木氏の本領として相傳されし所なるは蔭涼軒日録に證さる而して三百貫の地といへば狭小の面積にはあらざりき

五一三 蔭涼軒日録

長享元年閏十一月三日

去月廿二日於江州鈎之御陣參之次往二階堂山城守陣所山城守對面話云當國押立保内横溝事依有由緒被返之臨川寺の者佐々木大膳太夫高頼本領尾張國上門庄爲

替地被遣之也自然從寺家白子細有之者可被意得之由云云横溝事者寺納八十石許歟云云然者三増倍之地歟云云

十二月三日

天洒小雨臨川寺領奉書案云

近江國押立保内横溝郷事就由緒被返付二階堂山城守政行朝臣之間爲替地尾張國上門眞庄佐々木大膳太夫高頼跡被寄進訖早任先例可被致其沙汰之由被仰下候也仍執達如件

長享元年十月廿二日

信濃守判
肥前守判

臨川寺雜掌

第四十一節

高頼足利義材の親征を受く

前將軍義尙は鈎の陣に在ること三年に亘り未だ高頼征討の功を成さずして病を得延徳元年三月二十六日陣中に薨去す九月十二日幕府は高頼の罪を宥し論すに冒占する寺社領以下を返還するを以てす然れ共高頼の部下命を奉せざりき是に於て二

年八月幕府は細川政元に近江守護職を命じたり。

陸涼軒日録

延徳二年八月廿三日、晚來寶香來勸、晚滄話云、今日近江國守護職事、細川右京太夫政元公に被仰付。

翌三年四月將軍義材は前將軍の遺志を繼ぎ高頼征討の令を諸將に下し八月二十七日京を出で近江に進み三井寺に陣し諸將をして湖東に進軍せしむ、十一月高頼の宿將山内政綱將軍に降る義材之を大津に殺す、既にして陣を金田の金剛寺に移し高頼の根據を屠る、高頼は甲賀伊賀の間に逃る、戦局推移の狀軍事志に詳記せり。

第四十二節 高頼勅免の恩を謝す

將軍二回の親征を受けし高頼は武運盡きずして終に身を全くしたり、將軍義材は明應元年十二月に京帥に歸陣し爾後高頼の消息は知り得ざるも、明應五年正月七日勅免の御禮として太刀代五百疋馬代千疋を朝廷に獻じ、勾當内侍へ樽代二百疋を進せし事忠富王記に見ゆ、この勅免は即ち莊園冒占の前罪を赦されしものなるべし。

忠富王記

明應五年正月七日、人日一段祝着、家中祝如毎年、次佐々木大膳太夫高頼、勅免御禮太刀代五百疋、御馬代千疋、進上之、勾當内侍へ樽代二百疋、雜掌地仙院。

第四十三節 大江大萱闕所地利分の事に付

き命を受く

栗太郡大江大萱の内闕所地利分は廣福院殿の所得に歸せり、然るに高頼之を冒占す、明應五年六月廣福院雜掌は之を幕府に訴ふ、十七日奉行は高頼に令し其押妨を停め雜掌に所務せしむべきを執達せり。

五一四 栃木文書

廣福院殿雜掌申、近江國大江大萱内闕所地利分等事、押領云云、早停止其妨、渡付彼雜掌可致全所務之由、所被仰下也、仍執達如件。

明應五年六月十七日

加賀前司 花押

信濃前司 花押

佐々木前大膳太夫殿

第四十四節

高頼望月將監を招きて忠勤を勸む

長享二年三月十九日高頼は多喜丹波守を使として書を望月將監に與へ我黨となり忠勤あらんを勸めたり。軍事志 参照

第四十五節

望月將監の葦花を贈るを謝す

甲賀武士望月將監は高頼に葦花三十本を贈る。九月二十二日高頼謝狀を寄す。

五一五 宇津呂村多賀望月三郎氏文書

松茸三十本到來令悦喜候、□□賞翫之至候、恐々謹言。

九月廿二日

高 頼 花押

望月將監殿

第四十六節

朽木材秀に出陣を促す

明應五年美濃の守護土岐氏の相續論あり、高頼は土岐元頼石丸利光應援として兵を

出せしに元頼利光等敗死す、齋藤利國高頼が元頼等を應援せしを衝み兵を近江に出さんとす、八月二十二日高頼自から出て戦はんとし高島の朽木材秀の出陣を促し、爾後幾回書を送りて湖水を渡るべきを催促せり、十一月材秀出陣すべきを答ふ、二十九日高頼又書を送りて中郡衆の陣所に來會すべきを傳へたり。軍事志 参照

第四十七節

齋藤利國と對戦

既にして齋藤利國は兵を出し來りて高頼と對抗し終年兵を交へて所々に戦ひ、十一月には蒲生平野の激戦に村落放火の災に罹るもの多く、十二月利國の戦死に局を結び、詳しく軍事志に記す故にこゝには其軍事行動を表記するに止めん。

一 明應五年五月兵を遣はして石丸利光を援く。

一 七月番場合戦。

一 九月齋藤利國の來寇。

一 十一月蒲生平野の會戦村落所々の兵火。

一 十二月佐々木庄合戦利國敗死。

第四十八節 延曆寺衆徒高頼討伐を嗾訴す

明應五年九月延曆寺衆徒は其寺領を高頼が冒占し、足利義尚義植二代の親征を受くと雖も征討軍歸京すれば又元の如く寺領を横冒するを怒り、二十七日根本中堂に會議し幕府の山門奉行に決議文を送りて高頼を討伐せんを請へり。

五一六 山城國大原三千院文書

端 書 領 添 圓融房藏

明應五年九月廿七日、山門根本中堂三院閉籠衆々議曰、可早爲山門奉行沙汰被達上聞事。

右虧盈天道古今無替、爵奢神明蹤迹可算矣、爰佐々木高頼沒倒寺社本所之舊領、宛行親類被官之新恩、殊更至于諸山門領之押妨、神事法會之退轉者、既是神敵法敵也、是可忍孰不可忍乎、依之去文明七年被成下慈照院殿御内書之間、一山若徒閣修禪學惠之讚仰、企魚鱗鶴翼之軍陣、雖勵戰功、未達本意、其後二代之將軍駕驛驢於江東之月靡帷幕於湖水之浪、其時高頼男一端雖令退散、御開陣之後無程出張之條、宛如蝸牛之角、更非人倫之勳、是併朝家輕蔑之緩怠也、豈匪代代違背之御敵乎、去去年當御代始而被成

退治之御下知重而及發向之處、合戰失勝利之間、山王鞠愛之眷屬失命、大師業生之末弟被疵、凡吾神御託宣日衆徒一人失、如三尺劍倒吞云云、神襟定可有愛憫、上意何以無憐愍乎、所詮且爲顯常徳院殿之靈威、且爲散山門多年之鬱陶、振舉三宮權現之神輿、楯籠一乘止觀之月殿處也、早蒙高頼治罰御成敗速致佛法王法之興盛、雖含愁緒於萬端粗錄本□於一紙、

第四十九節 比牟禮八幡社に禁制を寄す

明徳六年十二月廿日前大膳太夫高頼は比牟禮八幡神社に禁制を寄せ、神山に入り鳥を討つ事、山内の竹木を刈取事、社内に牛馬を放飼する事を禁止し、若し犯す者は罪科に處すべきを令したり。神社志同
社條參照

第五十節 近江瓜を相國寺に贈る

明應八年七月高頼は近江瓜二十籠を京都相國寺に贈り、自書を裁せり、河毛美作入道も副狀を爲す七日着寺す、寺僧即ち返書を贈る。

鹿苑日録

第二編 佐々木氏世代志

明應八年七月七日、近江守大膳太夫送瓜二十籠、因有狀、又河毛美作入道有副狀、一裁返答以遣之、河毛者瀧首座所知也。

第五十一節 永源寺末寺に一般寺庵の課錢を免除す

明應八年高頼は各郡内の寺庵に三十疋つゝの臨時賦課を命じたり、然るに高野永源寺の末寺にはその賦課錢を免除す、九月七日永原重隆等は旨を愛知郡の郡奉行目賀田氏に達し、各寺に傳達すべきを命じたり。

五一七 愛知郡高野村永源寺文書

以大塚平左衛門被仰出愛智郡寺庵中卅疋宛分事於山上末寺者可被相除尙以不可被申息之由候也、仍執達如件。

明應八年九月七日

重 隆 花押
久 證 花押

目 賀 田 殿

第五十二節 相國寺僧景徐周麟に物を贈り

次男の禪名を需む

高頼嫡子を四郎氏綱といひ次子は相國寺の景徐周麟門下に托し僧となし、吉侍者と稱す、明應八年十二月高頼は僧要首座慈恩寺又は金剛寺の僧を京に遣はし、金千疋を將軍に献じ、外に錢三百と百濟寺の名酒とを周麟に贈り、吉侍者の爲に僧名を需めたり、周麟即ち命するに光室承龜の名を以てす。兄氏綱卒後選俗四郎定頼と改む

鹿苑日記

明應八年十二月四日朝風吹雪、天津要首座自江州來、傳太守書目獻千疋、又惠三百錢并博濟寺明檜、太守爲子息求名也。

廿八日以六角禮錢之内百疋舳之付侍眞眞固辭、予強付之、盖當院月俸油炭一向絶之而所費者可必數多、故憐之以付之。

五一八 翰林胡蘆集

光 室 宇 銘 有序

万年僧童諱龜、江州源府君之第二子也、己未之冬、予居鹿苑官院、府君飯之於釋氏、而俾

予安其名辭不獲、以承龜命焉。去歲丙寅結夏之前、自京入洛、寄几硯於予側、年不滿乎志、學者三、竹間對窓、日聞其誦魯論、而後續以唐詩、々韵清絕、可愛矣。累累乎端如貫珠、古人聞隣家之兒讀書而喜者、况吾兒哉。加之專勤翰墨、銀鈎縱橫、隻日双日、學真學草、不愧乎歐陽試筆之辭也。無一點貴介之習、冰綺雪紈、一洗以空矣。予謂其爲万乘器者、貴晚成而已矣。同舍請予字之、予曰、字者朋友之所稱呼也、吾不敢爲請之者、不已、遂以光室副之。因告之曰、昔黃安人乘一龜、年可八十也、人間年多少、曰、伏犧造網、置得相授、此龜二千年一出頭、以沐乎日月之光、我見其五出頭、故世謂之黃安万歲龜。今以光稱焉、蓋祝龜齡也。雖然、更有一說、吾能仁氏之興也、常光照大千、若有衆生、遇斯光者、必得無上正覺。又智論曰、佛身四邊、各一丈光明、是三十二相之中、名爲丈光明。問曰、何故光常一丈而不多。答曰、一切諸佛、常光無量、吾佛身光亦如諸佛、但於五濁世、爲衆生少德少智故、受一丈云爾。有大弟子曰、大龜氏、其身金色、而有光明、故稱之爲飲光。吾佛在鷲嶺、拈一枝金破羅華、人天百万無措、惟飲光一笑而領焉。次第流傳、法遍沙界、如春在百花也。所庶龜也、加以數年、披衣得坐、通大僧藉、大振龜氏教外之宗、親飲鷲頭花下之旨、使五峰秋晚之色、以回古道顏者、刮者目可俟、予之所期、如斯而已乎、仍係以銘銘曰、

昔大龜氏、讀東魯書、光明滿室、簡編卷舒、身相金色、奇貨可居、神童龜也。

家學三餘、積雨灯火、新涼郊墟、一朝龍變、不顏蟾蜍、万壽無極、日居月諸。

第五十三節

近衛家領信樂庄冒占に就き命を受く

甲賀郡信樂庄は近衛政家の采地なり、明應九年高頼其他を冒占す、政家之を幕府に訴ふ。十月幕府高頼に命じて返還せしむ。翌年三月高頼の臣伊庭六郎同出羽守等事に關し、飛鳥井家を以て調停を圖り、五月に至りて協約成り返還す。多羅尾孫右衛門も又事に關せり。高頼の使嫉なるべし。七月政家は高頼及び出羽守には太刀を、六郎には自筆の伊勢物語を贈り其勞を謝す。

後法興院記

明應九年十月八日巳從信樂○北江有注進事○北江當郷自守護○北江遠亂云々

廿日辛五六日以前、多羅尾四郎兵衛并仁木左京太夫○政有注進事、信樂庄事、自守護

方令押妨云々、依是武家下知事、今朝以別奉行松田豊前守頼亮申入處、可成下知由被

仰付云々、入夜奉行來示此趣、明日可書進云々

十二月六日就信樂庄事、爲守護方事了簡、一昨日下午向江州、明應十年三月廿六日甲入

夜、飛鳥井宰相來、依信樂莊事也、伊庭出羽守有申子細有一蓋事、

五月十九日丙寅自飛鳥井宰相許申送云、信樂莊事、只今從伊庭六郎許有注進、以前承候

筋目ニテ落居云々、令祝着者也、十ヶ年間伊庭出羽守ニ有契約事、三ヶ年三千疋宛、七

ヶ年二千疋宛、以上十ヶ年也、並木九郎兵衛尉、有人魂事依此儀重而可進成返下知云々、

廿九日丙子信樂莊事、守護成返下知等、去廿五日京着、守護大膳太夫高賴書狀一通、伊庭

出羽守書狀一通到來、昨日信樂多羅尾館下遣了、

七月七日癸未今度信樂莊事、多羅尾孫右衛門違亂事、佐々木太膳太夫、伊庭父子無爲之

下知到來間、祝着之趣、去四日高賴許遣愚狀并太刀、同伊庭出羽守許遣太刀六郎

許遣愚筆之伊勢物語本遣之、各祝着由有返答、伊庭被官人並木五郎兵衛、今度種々粉

骨間、唐糸十、杉原十帖遣之、過分之由、飛鳥井宰相許有返答、飛鳥井北國下向之間、

音信令遅々了。

十一月廿二日丁酉今朝飛鳥井宰相下向江州、余此間染筆集一冊詞華集遣佐々木大膳太

夫許、就信樂郷事、依憑也。

自佐々木大膳太夫許以書狀進太刀持去、七月就信樂儀遣太刀了、爲其禮也、飛鳥井宰

相留守一到來、仍長泰以書狀申遣了、謝祝着之由。

第五十四節 長命寺に毎年千疋の用途金を課す

長命寺は奥島の山上に在る古刹なり、文龜元年三月高賴は同寺に爾後毎年千疋つゝ、
の用途金を納めしむを達し、爾餘臨時の用途金并に諸公事錢等を免除せり、廿九日伊
庭出羽守貞隆は旨を長命寺に傳へたり、

五一九 島村長命寺文書

當寺御要脚事、從當年各年千疋宛、任御奉書狀旨、可有其沙汰、然上者臨時御要脚諸公
事等御免許候、其段可有存知候也、仍狀如件

文龜元

三月廿九日

長命寺

出羽守 花押

第五十五節 黒川修理亮の知行篠田庄の亂

妨を制止す

篠田庄は馬淵村の一部と金田村の一部とに亘る地なり故に一に馬淵庄とも記せり、

應仁二年甲賀の黒川與四郎戰功により同庄内下司名の地を給せられて以來知行せしが文龜二年伊庭貞説佐々木氏に反するや黒川氏の給地に違亂を爲すものあり十月二十日高頼の奉行等は同庄の名主百姓等に其濫妨を制止せり。

五二〇 甲賀郡鮎川村黒川貞次郎氏文書

篠田庄内東福院下司名事、黒川修理亮久々給恩之處、違亂之族在之由、言語道斷之次第也、所詮退彼押妨、如元可渡付黒川修理亮之由、被仰下候也、仍執達如件。
文龜貳年十月二十日

高 祐 花押
頼 安 花押

當 庄

名主百姓中

第五十六節 伊庭貞隆の亂と高頼

伊庭出羽守貞隆は山内政綱と共に高頼權臣の雙壁なり、然るに政綱は延徳三年足利義材の爲に天津に殺されたれば爾後貞隆専ら佐々木氏の事を執る、文龜二年貞隆高頼に反して亂を爲す、其來由詳ならずと雖も高頼は貞隆の權威熾なるを壓服したる

反抗なるが如し、貞隆の亂は秋冬の候より起り翌年の夏に繼續せり、其間所々の戰禍は軍事志に悉せり、

- 一文龜二年十一月十一日第一回の交戦(戰場不明)
- 一十二月二十日栗太青地城戦
- 一十二月二十五日馬淵城及び野洲の永原城戦
- 一文龜三年三月馬淵城復讐戦
- 一同 日野音羽城戦赤澤朝經の來援
- 一六月 小谷駿の戦

第五十七節 山内就綱の書を寄するに答ふ

山内小三郎就綱は高頼に書を寄せ物を贈りたり、九月三日高頼之に答ふ、就綱は明應二年十月足利義材より佐々木總領職に補せられ翌年十月には高頼と金田の金剛寺に戦ひ、文龜二三年の伊庭貞隆の亂には貞隆に黨して高頼と對抗したり、左記高頼の答書は紀年を欠き考證し難し、按するに伊庭亂終局して永正三年高頼と和解せし後のものなるべし、

五二一 古今消息集

御状委細令披見候、殊千疋送賜候爲祝着候、仍御進退之事、連々無疎略之旨、先以本望候、但以後之御働可爲肝要候、委細永形可申候、恐々謹言、

九月三日

高

賴 花押

小三郎殿

御返事

第五十八節

三井氏の知行地につき枋木彌

五郎に沙汰す

高島郡内に佐々木氏の臣三井氏の所領地二名田ありたり、高賴は其二箇所の名田の年貢及び本庄にかゝる二季の段錢等を先例により沙汰すべきを令し、爾後更に其地の事につき三回沙汰を出せり、文書に年記なけれ共閏三月より推考して文明十七年若くは永正元年なるを知るべし

五二二 枋木〇書 内閣所庫所藏

高島郡内三井知行分兩名年貢、同本庄二季段錢等事、如先々可渡付通申付候、其方之

儀無相違様被仰付候者、可爲祝着候、恐々謹言、

二月五日

高

賴 花押

枋木彌五郎殿

進之候

五二三 同上文書

就兩名之儀、先日以狀申候、通爲上意被仰出飯尾加賀守に申候、此在所事者、不混自餘由緒之儀候條、無謂候、若及喧嘩于細候者、御合力肝要候、委細三井右兵衛太夫可申候、恐々謹言、

三月廿八日

高

賴 花押

枋

木殿

進之候

五二四 同上文書

就三井知行兩名之儀、先度以狀申付候處、委細示給候、此在所事、自餘可相替候條、縱雖如何様不可捨置候、被成其御心得候者、於自然之儀者、御合力肝要候、子細示給候間、如此申候、恐々謹言、

後三月十五日

○木彌五郎殿

御返事

高

賴 花押

四七二

五二五 同上○書

就三井知行分兩名之儀、度々以書狀申候處、種々御懇之由候、祝着候、重而以光音院如
申候御存知此在所之儀者、由緒無其隱事候間、只々入部儀申付候、被成其御心得於自
然之儀者、御合力肝要候、委細猶光音院可被申候、恐々謹言、

八月八日

朽 木殿

高

賴 花押

進之

五二六 同上 文書

就知行分兩名之儀、只今差遣代官候、可然様ニ預御扶助於自然之儀者、御合力奉憑候、
此等之趣御屋形よりも、以御使被仰越候由候、殊に先度者、種々御入魂之儀共候由候、
一段御芳志之至難盡紙面候、旁罷越御禮等可令申所存候處、爲上被仰留候者、乍存知
無其儀候、更々非如在之儀□一段致□候、御禮旁可令申候、委細猶使者可申入候、可得

御意候、恐惶謹言、

八月十一日

朽 木殿

高

就 (花押)……(三井右兵衛大夫)

人々御中

第五十九節 三荷三肴を相國寺に贈る寺僧

之に答ふ

永正元年二月二十日、高頼は昆布昆若及饅頭代五百文を相國寺に贈りたり、二十二日
寺僧は扇子と引合十帖を答禮として贈りたり、

鹿苑日録

永正元年二月廿日、自江之太守送三荷三肴來、昆布、昆若、五
百文饅頭代副以太守之狀、
廿二日、二百文扇一本引合十帖爲江之太守回禮

第六十節 瓜を將軍家に進ず

高頼は江州瓜百籠を將軍家に進上せり、七月十一日奉行人伊勢守貞宗は狀を送りて

其好意を謝せり。

五二七 京都府愛宕郡雁峰村片岡元徳氏文書

公方様の江瓜百籠御進上之旨令披露候畢、尤以珍重候、恐々謹言、

七月十一日

(永正六年以前)

謹上 佐々木大膳太夫殿

伊勢守貞宗 (花押)

第六十一節

朽木氏に命じ越前牢人の高島郡に在るを追拂はしむ

越前の牢人高島郡に入り徘徊す、高頼高島佐々木朽木氏に命じ之を追拂はしむ、左記二通の文書共に年記なし、按ずるに永正三年越前の一尙一揆に破れし牢人にてあるべし。

五二八 朽木文書 内閣文庫所藏

高島郡中越前牢人徘徊之由候、此方與申合國之事候間、早々被追拂候者可然存候、堅被仰付候、恐々謹言。

九月九日

高

頼 花押

朽

木殿

進之

五二九 同上文書

就爰元之儀委細御返事申候、重而御狀祝着候、當郡中牢人以下徘徊由申候、近日北邊申合可令勢遣候、然者御粉骨肝要候、將又銚貳尺鱈一給候賞翫無極候、委細永田刑部少輔可申候、恐々謹言。

十月廿二日

高

頼 花押

朽

木殿

御返事

五三〇 同上文書

就今度牢人之儀被入御心之由候祝着候、猶以急度有御調法被討捕候者可爲本望候、各へも此旨申候、委細後藤三郎左衛門尉、同名大和守可申候、恐々謹言。

十一月十八日

高

頼 花押

朽

木殿

進之

第六十二節 高頼九里氏を岡山城中に殺す

永正八年九月高頼は其子定頼をして九里備前守を岡山城に殺さしむ、岡山城は湖涯に一丘を爲す所謂水莖岡に在り、岡山村大字牧之れ九里氏が高頼の命を奉せざるによりてなり。軍事志参照

第六十三節 朽木彌五郎の年賀に答ふ

高島の朽木彌五郎材秀は某年新春高頼に蛤と蟹とを贈りて年賀の禮物とせり、二月晦日高頼之に答ふ。

五三一 朽木文書 内閣文庫所藏

誠當春之祝詞珍重候、仍蛤一盃蟹五盃給候祝着候、猶々賞翫之至候、委細後藤大和守可申候、恐々謹言。

二月晦日

高 頼 花押

朽木彌五郎殿

御返事

第六十四節 朽木彌五郎の物を贈るを謝す

高島の朽木彌五郎材秀は音信として海松二籠を高頼に贈り、又當時在京の子息四郎氏綱に馬三疋を進じたり、六月十一日高頼書を材秀に贈りて之を謝す、左記文書年紀を飲くも氏綱の上洛は永正四年六月細川澄之の變時なれば材秀が馬を贈りしも其時なるべし。

五三二 朽木文書 内閣文庫所藏

其後久不申候處御音信殊海松二籠給候、祝着之至候、賞翫相半候、猶以毎々儀本望候、仍今度伊庭六郎事、自京地岩栖院爲使種々依被申令對面候、則雖可申、菟角延引候、次四郎かたへ馬三上候祝着候由申付候、御懇之儀爲悦候、委細後藤大和守可申候、恐々謹言。

六月十一日

高 頼 花押

朽木彌五郎殿

御返事

五三三 同上文書

河松事被申入候處、則六籠被遣御祝着之趣、猶自私可申旨候、次京都に御馬被上候一段祝着之由被仰候、能々心得可申旨候、委細欲賀可申入候、可得御意候、恐々謹言。

六月十八日

高 忠 花押

朽 木殿

貴報

第六十五節

赤佐彈正忠の柿を贈るを謝し

其病氣を慰問す

赤佐氏は佐々木南北諸士帳に八幡山下に住せしを記すれば、佐々木氏時代には比牟禮山下に邸宅を有せしが如し、赤佐氏は佐々木六角氏股肱の臣なりしは、相國寺供養記及び島記録等に證さる、彈正忠は某年八月柿一籠を高頼に贈れり、廿四日高頼書を與へて之を謝し、且つ當時彈正が病床に在るを聞き懇に慰問す。

五三四 集古文書 六十七

柿籠到來祝着候、尙以賞翫候、仍歡樂之由、殊近日煩敷之趣、只今聞及候、無心元候、能可被加養性事、肝要候、恐恐謹言。

八月廿四日

高 頼 花押

赤佐彈正忠殿

第六十六節

小笠原氏の知行地競望につき

朽木氏に沙汰す

高島郡に在りし小笠原氏の知行地は元と蓮泉なるもの、所領なりしが、小笠原氏知行の後、其地を競望する者あり、高頼は某年八月小笠原氏に知行安堵を命し、兼ねて朽木氏材秀ならんにも其旨を通じたり。

五三五 朽木文書 内閣文庫所藏

小笠原知行分蓮泉跡事、近日競望之旅有之由、其聞候、無是非次第候、當知行不可有相違候、通彼在所に申付候、被成御心得候者、可爲祝着候、恐々謹言。

八月十一日

高 頼 押花

朽 木殿

進之

第六十七節 河上庄代官職を布施貞友に命ず

高島郡河上庄は佐々木六角氏の領せし所なり、某年高頼は同庄代官職を布施新右衛門尉貞友に與へたり、布施氏は布施村を本居とせし名族にして佐々木氏の臣なり、十一月二十四日高頼は旨を朽木材秀に達して所務上援助を與へられたきを沙汰せり、

五三六 朽木文書 内閣文庫所藏

河上代官職事、布施新右衛門尉申付候、自然之儀候者無相違被仰付候者可爲祝着候、猶委細後藤大和守可申候、恐々謹言。

十一月廿四日

朽木彌五郎殿

高 頼 花押

進右

五三七 同上文書

就河上領家方御代官職之儀、以御書被仰候、只今布施新右衛門尉被差越候條、於自然之儀者被加御合力候者可畏入存候、尙以無御等閑可被懸御意事、可爲至望候、可得御意候、恐惶謹言。

十一月廿四日

朽 木 殿

高 頼 花押

人々御中

五三八 同上文書

尙々御前者四郎殿に鱈被參候御祝着之由御報申入候、參着候哉、旁近日以參上可申上候。

乍恐以書狀啓上候、仍河上領家方御代官職事、近年致不知行候處、今度被申付内代官指越候、就者御書並後藤大和守以書狀申入候、地下之儀被加御意見無相違被仰付候、可畏存候、尤罷越雖可申入候、爲使上洛仕候間先代官越遣候、悉皆御扶助奉憑外無他候、委曲猶欲賀次馬久郎方可被申候間、省略候、可得御意候、恐惶謹言。

十一月廿三日

朽 木 殿 參

貞 友 花押... 布施新右衛門尉

人々御中

第六十八節 河上庄領家の所務を桂田新三

郎に命ず

某年高頼は河上庄領家の所務を桂田新三郎に命じ、十一月十三日朽木材秀に狀を送りて牢人等の競望せし際新三郎の爲めに援助すべきを沙汰したり、河上庄は高島郡河上村其故地にして大字に桂の地名存す、

五三九 朽木文書 内閣文庫所藏

河上領家所務事、桂田新三郎に申付候、自然牢人等競望儀候者、御合力候者可爲祝着候、恐々謹言、

十一月十三日

朽木殿

高頼 花押

進之

第六十九節 河上庄内鴨野今新田を永田猿菊に給與す

永田氏は高島佐々木の支流なり、高頼は河上庄内に於ける鴨野今新田の地を某年永田源次郎の相續人猿菊に給分として與へ、十一月十四日朽木材秀に其旨を報じたり、

五四〇 朽木文書 内閣文庫所藏

河上内鴨野今新田事、永田源次郎跡目猿菊爲給分申付候、自然之儀可被成其心得候、恐々謹言、

十一月十四日

高頼 花押

朽木彌五郎殿

進之候

然るに其後同給地に就きては違亂の爲め永田氏の領有全からざりければ、翌年八月十五日高頼は更に材秀に狀を送りて違亂を停止せしめたり、

五四一 同上文書

高島郡河上郷内鴨野今新田事、去年永田猿菊申付候處、違亂之由候、不可然候急度彼代□者□之由可爲祝着候、恐々謹言、

八月十五日

高頼 花押

朽木彌五郎殿

進之

第七十節 淨嚴坊の念珠を贈るを謝す

淨嚴坊は栗太甲賀の郡界金勝山大菩提寺の僧なり、高頼は同僧と親交あり某年高頼使を遣はし音問す、淨嚴坊は其厚誼を謝し念珠一連を贈れり、八月二日高頼更に謝状を返送せり、臣本間四郎左衛門尉其事を掌れり、

五四二 安土村慈恩寺淨嚴院文書

久々不申通候、御床敷候之處御音問本望に候、御念珠送給候、寔に祝着之至に候、尙以御懇之義、毎々難申盡候、委細本間四郎左衛門尉可申入候、恐惶謹言、

八月二日

高 頼 花押

淨嚴坊上人

御返報

第七十一節 沙々貴神社を改修す

永正十一年高頼は佐々木庄鎮座の延喜式内社沙々貴神社を改築す、三井彈正左衛門貳式部丞、栗田左京進を造營奉行とし、木村左近太夫吉綱惣官たり、

五四三 安土村沙々貴神社記録

皆造營 棟札之寫

永正十一年 甲戌 四月廿八日

前大膳太夫高頼

造立奉行 三井彈正左衛門尉頼安

貳式部丞頼口

栗田左京進實勝

木村左近太夫吉綱

惣官 國重

大神主 藤原五郎左衛門宗光

大工 藤原七郎左衛門宗重

同棟梁

第七十二節 長享延徳以後の軍事行動

應仁文明亂に於ける高頼の軍事行動は前條既に表記せり、茲には長享延徳二度將軍の親征を受けし以後の軍事行動を表記す、軍事志に詳記す

一 長享元年九月廿四日

野洲川原の戰

一 十月五日

敵甲賀郡に放火す

- 一 十月二十日 伊勢國司北畠氏伊庭小倉の首を將軍に送る
- 一 十二月二日 夜京軍の陣を襲ふ
- 一 延徳三年八月廿三日 甲賀山中に遁る
- 一 十一月十八日 山内政綱殺さる
- 一 明應元年三月廿九日 梁瀬河原の戦
- 一 九月十七日 芝原及び甲津畑の戦
- 一 十一月 伊勢坂下に遁る
- 一 明應三年十月 金剛寺の戦
- 一 十二月十六日 高頼山内就綱を敗る
- 一 明應五年六月 兵を出して石丸利光を援く
- 一 十一月 齋藤利國の來冠樋口合戦
- 一 同 蒲生平野の戦
- 一 同 日野城戦
- 一 十二月七日 利國父子を殺す
- 一 明應八年十一月 足利義植を坂本に敗る

- 一 文龜二年 京極材宗の爲に兵を出す
- 一 同 伊庭貞隆亂を爲す高頼之を征す
- 一 十二月十日 青地城の戦
- 一 十二月廿六日 馬淵の戦
- 一 文龜三年三月 日野城の戦
- 一 永正八年九月 九里氏を岡山域中に殺す

第七十三節 高頼の卒去

永正十七年十月二十一日高頼病歿す、高頼は一昨年嫡子氏綱の早世後痛く愁嘆せしが此年五月將軍義植の入京に従ひ上洛し歸國の後ち終に病歿す、諡して龍光院仙翁宗椿といふ、足利季世記に八月廿一日卒去とあるは誤りなり室某氏、永正八年八月廿一日亡す、諡して慈光院花巖宋榮大禪定尼と號す。

東寺過去帳

永正十七年佐々木大膳太夫 永正十七年十月

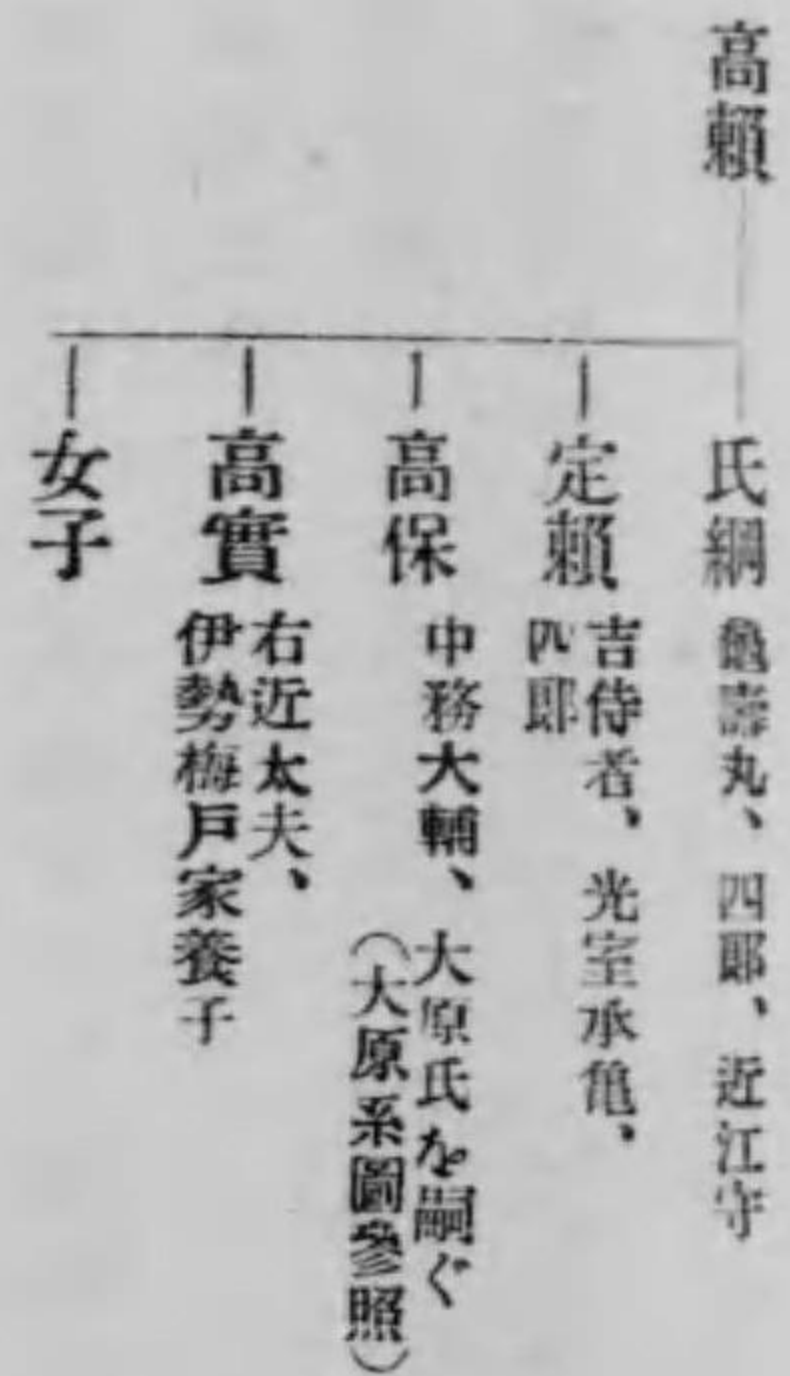
足利季世記

佐々木高頼ノ事

同五月九日公方義植公近江國觀音寺ノ城ヨリ御入洛アリ、佐々木六角大膳太夫高頼ハ隱居シテヲハシケルカ如何思ヒケン、今度ハ御供申スヘキ由申シテ上洛アリケルカ、其年八月歸國シテ同廿一日觀音寺ノ城ニテ逝去アル、去ル永正十五年七月九日子息氏綱早世アリシヨリ深クナケキ給ヒケルニ、氏綱ニ家督相續ノ男子ナクシテ高頼ノ二男霜臺度々忠功ニヨリ公方管領近江へ落來、カノ威勢ヲ頼ミ給フ、誠ニ時ノ面目當家再興ノ運開ケタリト悦ヒ給ヒケル間カノ愁ヒヲモ忘シトヤ、カクト馳走アリ、今度ハ老後ノ上洛ナリト、公方へ最後ノ御暇被申テ歸國ノ後ニ一病ナクテ終リ給フ、目出度次第ナリ、法名龍光院宗椿ト申ケル。

第七十四節 高頼の子孫

高頼の室は美濃守土岐成頼の女なり、永正八年九月高頼に先ちて歿す嫡子氏綱以下定頼高保高實の四男と一女子あり、氏綱家督となりしも父に先ちて早世せしにより、次子定頼佐々木宗家を嗣ぐ、三男は大原氏を嗣ぎ、四男高實は伊勢の梅戸氏に嗣子たり、系圖左の如し。



第十九章 佐々木氏綱

佐々木氏綱は高頼の嫡子なり幼名龜壽丸首服して四郎氏綱と稱す、佐々木系圖に近綱に作る氏の字の草體より誤讀されしによる亥豕にして氏綱を正とす、後法興院記によれば永正元年生年十三事外成長也と見ゆれば明應元年の誕生なり、近江守に任官せしは永正十年前後なるべし。

第一節 近衛政家と氏綱

永正元年三月四郎氏綱上洛在京す、二十九日前太政大臣近衛政家使を氏綱邸に遣はし太刀を贈らる、氏綱恐悦返書を進し出仕の時祇候すべきを答へたり、同年十一月二